

## 平成25年第2回砂川市議会定例会

平成25年6月11日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

多比良 和 伸 君  
小 黒 弘 君  
増 山 裕 司 君  
辻 勲 君

### ○出席議員（13名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

### ○欠席議員（1名）

議員増田吉章君

○ 議会出席者報告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	高橋仁美
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	湯浅克己
市民部長	高橋豊
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
-------	------

事	務	局	次	長	高	橋	伸	二
事	務	局	主	幹	佐	々	純	人
事	務	局	係	長	杉	村	有	美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算の4件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 一ノ瀬弘昭君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果につきましてご報告申し上げます。

6月10日に委員会を開催し、委員長に私一ノ瀬、副委員長に水島美喜子委員が選出され、付託されました各議案につきまして慎重に審査し、議案第4号は起立により、議案第3号並びに議案第1号、第2号の一般会計、病院事業会計の補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

[挙手する者あり]

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

[挙手する者あり]

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の政府のやり方は、総括質疑でも述べましたように憲法92条の地方自治の本旨、地方自治法に違反し、地方の主権を侵害するものであります。提案されている条例改正では、行政職の平均6.3%の削減率で、医療職を含めて全体の平均で4.24%と削減幅が大きく、職員の生活に大きな影響を与えるとともに、職員の消費意欲の低下による地域経済への大きな影響が懸念されます。また、少ない職員で頑張っておられる職員の皆さんの労働意欲の低下も心配されます。地方公務員の給料の引き下げは、民間の給与引き下げにも連動し、消費が落ち込み、市内の経済にも重大な影響を与えかねません。さらに、2年間としている国家公務員の給与の削減期間も2014年度以降も延長する主張も出ており、今回だけの問題にとどまらない危険性があります。3月の定例市議会で地方分権の確立と地方主権を侵すことのないよう求める意見書も全会一致で採択されており、その趣旨にも反するものであります。職員の生活と地域経済に大きな影響を与えるこの条例改正には賛成しかねますので、議員各位の賢明なご判断を賜りますようお願い申し上げて、反対討論といたします。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正案に関しましては、砂川市議会の総意として自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を提出していたところであり、国が地方交付税をもって職員給与削減をさせることは本来あってはならない、もってのほかの行為です。砂川市では、この間数度の行財政改革等を行い、市民はもとより、職員にも協力をしてもらい、砂川市財政をもたせてきた行為をないがしろにさえするものです。砂川市の今後の財政運営を考えると、国の対応を横暴と言ってもいいかもしれません。しかし、砂川市がとるべき対応としてはやむなく、まさに苦渋の決断をしたものと考えます。砂川市の対応としていたし方ないものと考え、議案第4号に賛成の立場で討論といたします。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

したがって、本案は予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、第1号及び第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号、議案第1号及び第2号を一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、通告に基づきまして、私のほうから3点質問させていただきます。

まず、1点目、市の花についてでございます。砂川市の花は現在スズランですが、全くと言っていいほど見る事ができません。市の花の本来の意義と、それからスズランとしていくなれば今後の取り組みについて伺います。

2点目、市立病院待ち時間対策についてでございます。これまで待ち時間の有効活用としてメールなどを使ったサービスを今後検討するとされていましたが、これまでの進捗状況と具体的な内容、サービス開始の見通しについて伺います。

3点目、砂川高校の間口対策について。砂川で唯一の高校である砂川高校ですが、少子化の影響もあり、間口が減っており、存続へ向け対策が必要です。砂川高校の魅力づくり、間口対策として砂川市の取り組みについてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1の市の花についてご答弁を申し上げます。

市の花の意義と今後の取り組みについてであります。市の花の意義につきましては、市の花は昭和62年にアメニティ・タウン計画の象徴として市民から募集し、アメニティ・タウン推進市民会議によりスズランを選定したところであり、市の花を象徴として選定することは、アメニティ・タウン計画の推進のため、快適環境都市を目指す砂川市の市民意識の高揚につながるものであり、選定後は市民に対する普及促進を図ってまいりま

した。市の花の選定とあわせ、アメニティ・タウンのシンボルマークやキャッチフレーズも選定し、砂川市イコール、アメニティ・タウンという意識づけになったものと考えております。具体的には、昭和62年の市の花選定以降、市民スキー場や北光公園、空知川河川敷などに植栽を行うとともに、緑と花の祭典においてスズランの苗を配布するなど、一般家庭への普及にも取り組んでまいりました。北光公園などへの植栽は、スズランの群生地を目指して行いましたが、管理の難しさもあったようで、残念ながら大きく広がることはなく、わずかしかなかったのが現状であります。今後の取り組みにつきましては、市勢要覧など市の刊行物に積極的に掲載をしながら、砂川市を紹介するシンボルの一つとして、市の木ナナカマドとともに市の花スズランを、今後とも広く周知することに努めるとともに、市の花に限らず、各種団体によります花の植栽活動なども行われているところであり、また市内各所では花いっぱい活動等も進められておりますので、市民の皆様の協力を得ながら花のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから大きな2の市立病院待ち時間対策についてご答弁申し上げます。

外来診療における待ち時間につきましては、これまでも多くのご意見やご指摘をいただいているところでありますが、その根本的な解決には今以上の医師の増員が必要になるなど、当院のみでは解決できない問題もあることから、解決に至っていない状況であります。また、他医療機関、特に大病院においても同様の問題を抱えているところも多いようです。このような状況の中、待ち時間を患者さんに有効に活用していただくためITを活用した診察案内表示システムの導入を検討しているところであります。現時点までの進捗状況であります。システム業者との仕様の検討を終え、現在はシステム仕様に基づいた詳細設計の段階であり、今後はシステム開発段階へ移行し、システムのテスト期間、ネットワーク工事を経て運用開始となるところであります。

次に、システムの具体的内容であります。診察順番検索機能、携帯メール呼び出し機能、携帯からの診察状況確認機能の3つの機能がございます。1つ目の診察順番検索機能は、患者さんご自身の診察券を専用端末のカードリーダーに通すことでご自身の待ち時間状況を確認できるもので、診察まであと何人の方が待っているのかを専用端末の画面に表示するものであります。専用端末の設置場所につきましては、7カ所ある各ブロック受け付けのカウンターにそれぞれ1台設置し、全診療科の患者さんが利用可能となるよう配慮してまいります。2つ目の携帯メール呼び出し機能は、診察の順番が近くなると患者さんの携帯電話にメールにてお知らせする機能で、メールを受信するまでは院内の待合にいる必要もなく、患者さんの自由度が大幅に向上するものと考えております。メールを受信するためには、ご自身のメールアドレスを登録することになりますが、登録の方法は専用端

末に表示されるQRコードを携帯端末で読み取っていただき、そのままメールを送信すると登録完了のメールが届き、登録完了となります。QRコードの読み取りができない携帯端末の場合は、患者さんご自身がメールアドレスを登録する方法もありますので、どなたでも利用可能となっております。なお、ここで登録された情報は、メール呼び出しのためだけに利用することとしております。3つ目の携帯からの診察状況確認機能は、患者さんの携帯電話より専用サイトにアクセスしていただき、受診科の待ち時間状況等を確認できる機能で、院外にいながら院内の診察状況を確認できる機能であります。表示される内容は、受診科、患者氏名、待ち人数、診療の進行状況となっております。さきに申し上げた携帯メール呼び出し機能は、診察が近づいたときにメールが届きますが、メールが届くまでの間、診察がどの程度進んでいるのかを携帯から確認することができますので、本機能と携帯メール呼び出し機能をセットで利用していただくことを想定しております。この診察状況確認機能の利用に当たっては、携帯メール呼び出し機能の登録完了時に専用サイトへアクセスするためのアドレスが送信されてきますので、容易にアクセスすることが可能となっております。

次に、サービス開始の見通しについてであります。先ほども申し上げたとおり、現在詳細設計の段階でありますので、今後のシステム開発、テスト等が全て順調に進んだ場合には10月ごろには稼働できるものと考えているところであります。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 私から大きな3の砂川高校の間口対策についてご答弁申し上げます。

砂川高校の平成25年度入学者数につきましては、定員160名に対し123名の入学があり、37名の定員割れとなっている状況であり、今後の中学校卒業者の推移などを考えると、間口確保対策の取り組みの必要性が増してきているものと考えております。砂川市といたしましては、昨年より砂川高校と間口確保対策に向けた協議を行い、砂川高校におきましても単位制推進委員会の一般教員を中心に協議を重ね、さまざまな提案をいただいたところであります。これを受けまして、砂川高校地域新聞を広報すなわに折り込んで配布することにより、生徒の活動内容を初め卒業生の現状などを広く市民の皆様に砂川高校の魅力を発信するとともに、さらに本年度からは学力向上の観点から大手予備校を活用したサテライト授業の実施に伴う経費を助成することとしたところであります。サテライト授業につきましては、33の講座から生徒がおのおのの進路志望に沿った希望の講座を選択し、受講するものであり、生徒はそれぞれが選択した講座で授業開始前、放課後、土曜日、さらには夏休み、冬休みの長期休業期間において希望する時間帯に受講するものであります。その際には教員が付き添い、わからない点について質問を受けるなど、教員も一丸となって学力向上に取り組んでいただいております。去る5月29日には、砂川高校コンピューター教室において3年生による開講式が実施されたところであり、1、2年

生につきましても準備を終え次第、今後開講する予定となっております。

砂川市といたしましては、今後も砂川高校の魅力ある学校づくりに対しまして支援、協力を継続し、4間口の確保に結びつけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。それでは、順次質問していきたいなと思うのですけれども、まず市の花についてですが、アメニティ・タウンのあれと一緒に立ち上げられたということで、そのときの名残みたいなものいまだに結構あったりするのかなと思うのですけれども、当時の、スズランを市の花ですよというふうにしていった取り組みの具体的な内容を詳しく教えていただきたいのですけれども。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、スズランを選定した状況ですけれども、これにつきましては先ほどご答弁申し上げましたとおり、アメニティ・タウン計画の象徴として花を選ぶということで、市民の方から応募を受け付けまして、選定したところでございます。当時の状況といたしましては、応募総数52通の応募がありまして、そのうちスズランが13ということで第1位ということになりまして、これらをもとにいたしましてアメニティ・タウン推進市民会議のほうで選定されたという状況になっております。その後このスズランを広めるために、北光公園等に群生地をつくるということで北光公園、市民スキー場あるいは空知川の河川敷ということで取り組んでおりますけれども、特に北光公園等も群生地を目指して植栽をしてきたところでありまして、自然環境的な部分もあると思えますし、管理的な問題もあるかと思えます。現状といたしましては、若干残っておりますけれども、群生地というのにはかなり離れたような状況になっているところでもあります。それらの活動とともに、スズランの苗を配布するような形の中で市民に周知を図ってきたところでもありますけれども、現状といたしましては、どちらかといいますと市民全体の中の植花の活動につきましてはほかの花が選ばれているというのが現状ではないのかなと思います。それらにつきましては、一年草がいいのか多年草がいいのかという部分もあろうかと思えます。あと、管理等の状況もあろうかと思えますけれども、現状といたしましてはなかなかスズランが市民の間に広まっていないというのが現実の状況ではあろうかなというふうに判断しております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 私が聞いたかったのは、スズランに選定して、一時期スズランでいくぞという感じで市内の例えばマンホールですとか、それから橋の装飾だったりとか、あと商業街路灯なんかもスズランの形に似せた感じなのかなとか、そんなふう感じたわけなのですけれども、そういうことと、それから群生地をつくらうということとを一体で取り組んできたのですけれども、スズランの性質上というか、なかなか管理も難しかったり、雑

草に負けてしまったりとか、何かいろいろ話を聞きますけれども、皆さんに周知に至る前に取り組みとしては衰退してしまったのかなと。ただ、砂川市の花ですから、象徴なら象徴でいいのですけれども、スズランでまだまだいくのだということであれば、その当時の勢いはなくなってきてしまったのかもしれないのですけれども、まだまだスズランでいくのであれば、まだこれからも何か取り組みということをお考えになられている部分というのがあるのかなのか、教えていただけますか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 先ほどのご答弁が若干、質問とずれていたところがあるかと思えます。

基本的にはシンボルマーク的な存在という中で、確かに議員おっしゃられましたとおりマンホールの図柄ですとか橋の高欄等にも用いておりますし、団地名もすずらん団地としたような形の中で、スズランという形の中で一時的には進められてきたのかと思います。ですけれども、スズランの花自体が市民にとって親しみがあって、すぐ植花等ができるものだったかどうかというのは、なかなか難しい問題もあろうかと思えます。そのような関係で、現状といたしましては、1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、シンボルとして市民に周知を図るといふ部分につきましては取り組みはできるかと思えますけれども、植花という部分につきましては難しい面もあろうかなというふうに考えております。現状といたしましては、シンボルとして位置づけて周知、普及を図るとともに、緑化の担当とも協議をしながらですけれども、それらの植花の部分についても、今後また以前のような形の中で苗の配布等が行えないのかどうかも含めて検討はしていかなければならない事項だというふうに考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 市の花って両側の意味合いがあると思うのです。市の象徴だったり、シンボリックなものだったり、花言葉とかそういうものを活用していくとか、いろんなものがある。ただ、植花に関しては、一時期スズランは毒性があるとか何とかという話もあったということで、その辺の難しさもあるのかなというふうに感じてはいるのですが、やるならやる、やらないならやらない。年数もたってきましたし、スズランなのですよということであるのであれば今以上に、恐らく具体的に今後何をするというのはまだないのかなというふうには感じてはいますけれども、何かしらシンボルで使っていくなら、こういうような形で使っていきますよというようなことを示していただきたいですし、そういう形で普及していくのはもうなかなか難しいというふうであれば、例えば今の市民の方たちが関係各所で取り組んでいるさまざまな花に関する運動がありますけれども、そういったものの中からまた新たに選定するとか、スズランも含めて増設していくですとか、そういうような可能性というのはまずないのかどうか、そのあたりのことをお聞かせ願えますか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 スズランをシンボルとして市の花として捉えつつ、ほかの花の選定ということであろうかなと思っております。市の花の選定につきましては、他市の状況を見ますと2つ以上の花を選定している団体もあるのが現状だと思います。市の花の選定に当たりましては、砂川市の場合はアメニティ・タウン推進会議という中で、計画の中で選定をしまいましたが、選定に当たりましてはやはり何かきっかけが必要ではないのかなというふうにも思っているところであります。例えば市内で特定の花に由来をした新たな取り組み等が行われまして、それらをまちづくりに生かそうということで市民全体の機運が高まった際には、新たな花の選定もあろうかなというふうにも考えているところでございます。現状といたしましては、各種の植栽を行われています団体の皆様が植える場所ですとかその環境に合わせて、また花の好みなどもあわせながらさまざまな植栽の活動に取り組みされていると考えております。そのような中で新たな花というのも難しいとは思いますが、何かそのような全体的な市民の盛り上がりがあった際には検討していかなければならない、そのような状況にはあろうかなというふうにも考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 全体的な市民の盛り上がりというのは、どれぐらいのことを指すのか教えていただけますか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 例えば市全体として何か大きな行事がありまして、それに基づきまして新たに市の花も選定して、それらとともに、例えば花に由来する行事等がありましたら、そういうようなものの中で動くというのがまず一つのパターンであろうかと思えます。また、新たに砂川市の花、これがふさわしいというものが何か市民の方から提起されまして、いろいろな活動をされている中でこの花を選んでいくことが砂川市のまちづくり、今いろいろ緑、花がありますので、それらのまちづくりにふさわしいのだということで市民全体の考え方がまとまりまして、以前の花の選定に際しましても市民の応募を集めたり、アメニティ推進市民会議で検討されているようですので、それらのような状況が盛り上がった際にそれらの検討の会議等が立ち上がりまして、この花をとということが決められるような状況になった場合については検討するというものですから、全体的な盛り上がりという形になりますと、ある程度の市民の方が総体的にこの花にすべきだというような意見が出されたときというふうにも考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 先ほどスズランの決まった経緯というのも、53分の12でしたか、57分の12でしたか、何かそれぐらいの数字で、ちょっとメモし忘れて申しわけないのですが、割合としてはそんなに高くない割合の中で決定したのだなというふうに思ったのですが、何か一つ決めるということは満場一致ということとはなかなかあり得ないの

かなと思いますので、それぐらいの割合ぐらいまで市民が盛り上がりた方がいいということなのかなと感じたり、あとは時代がスズランから相当年数たっていますので、その後市民の中で多くの取り組みが行われていますので、そんな中で市民にどっちかという今砂川市の花として何を思い浮かべますかという、ある程度種類は限られてくるのかなんていうふうに思っていますし、そういったものを一回集約してみて、市民の意見というか、市民の感覚というか、今現在、自分たちの市の花として何が連想されるのかというのをちょっと調べてみるのもおもしろいかなんていうふうに思っています。そんなことを発表しながら機運を高めていくとか、各団体様の今後の取り組みを促すであるとか、そういったことも必要になってくるのかなというふうに感じています。市の花というのは、つくったのであれば、やっぱり何かしらの取り組みはしてほしいなという部分もあるし、また新たに増設するのであれば、まちの中の人の意見を一人でも多く集約していただいた中で決めていただきたいなというふうに思います。花も本当に最近は、いろんな大型バスやツアーなどの観光資源としてすごく効果があるのかなというふうには感じます。市の花がそのまま、すなわち観光目的ということに結びつくかどうかはわかりませんが、少なくとも、例えば市の中で取り組んでいらっしゃる各団体さんが自分たちの頑張りが認められて市の花に認定されましたということになった場合には、今まで何十年と取り組まれていた方々が意義を感じるというか、さらに弾みがつくというか、そういったこともあろうから、それぞれ皆さん砂川市のために取り組んでいらっしゃる事なので、そのあたりもぜひ検討してほしいなというふうに思います。

砂川はいろんな方がいろんな団体で取り組んで、その中で観光協会などで取り組んでいるという、周知されている部分でいえば、黒瀬ラベンダー園さんと遊水地のアジサイということが載っているのかなというふうには思うのですが、いいなと思うところは多々あるのですが、ラベンダー園のほうへ行った方のブログを見ますと、ばらばらに植えられているとか、雑草が多いたとか、ラベンダーよりも背丈が高いぐらい雑草が生えているとか、ラベンダー畑の美しさも半減だとか、何かそんなようなことを書いてあるのですけれども、農家が個人経営するラベンダー園なので、そこまで手が回らないのかなというふうな書かれ方をしております。ただ、この方は札幌近郊で、富良野まで行かなくてもこういうところがある。ぜひ一時立ち寄ってみてはいかがかなんていうふうに紹介してもらっていますし、那須ファームのヒマワリ、これは20万株ですか、そういった形で取り組まれていると。それから、遊水地のアジサイは、今はアジサイの植えられている場所というのは市役所、オアシスパーク、公民館、北光公園、地域交流センターゆう、豊沼小学校、流れのプラザ、空知太小学校、市内3、500株というようなことで、それから緑と花の祭典でも200株をここ4年間にわたり配布しているということで、ご家庭のものも合わせると4、000株以上、砂川にはもうあるのだろうなというふうに推測されますし、また中空知広域圏観光マップ、そっちのほうにも砂川はラベンダー園と遊水地のアジサイとい

うこともあります。それから、ほかの団体としては、ハマナスに取り組んでおられるとか、桜を植樹されている方がいるとか、本当にいろんな部分で砂川市は、また花いっぱい運動からさらに、もっと花いっぱい運動ですか、そういった活動もやっておられます。

砂川市としてどれにするというのはなかなか難しいことなのだろうと思うのですが、ただ仮に、それがスズランもいいけれども、スズランとしては過去のにはそういう経緯でスズランになりました、だけれども、例えば砂川開基何十周年とか何百周年と、そういった部分で意識調査、市民調査などをした中で新たにこういうものを増設しました。そしてまた、過去のマンホールや道路、橋梁、そういうような部分での周知活動、PR活動、一体的な取り組みというのはやっぱり成果はあると思うのです。だから、そういった部分で、スズランでまだいくならスズランでもう少しPRや利活用の方法を考えていくべきだと思うし、また市民の中でそういった活動を通された中で、これはもう砂川市の花として認定してもいいのではないかと、認定するべきなのではないだろうかというような部分があるのであれば、そういったものを応援して、さらに頑張ってもらって砂川をどんどんアピールしてもらったりとかということを考えられないものかなというふうに思うのですが、これは最後は思いだと思いますので、そのあたりを市長のほうから、興味がないなら興味がないでもいいのですけれども、市としての難しい部分もあるかと思うのですが、一生懸命頑張っている方も後ろから応援してくださっていますので、何か市長のほうからあればお伺いしたいなと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市の花ということで、平成19年ですか、私が当時総務部長のときにここで答弁した記憶をふと思い出すわけでございますけれども、今市長になっていろいろ考えるのですけれども、昭和62年、アメニティ推進会議の中でスズランと、私が思うに、行政が主導でそんなに盛り上がりもないのに決定をしていった。それは悪いとは言いませんけれども、果たしてそれで本当によかったのだろうか。今聞いてみますと、応募数が52通、要するに市民の中にそういう感覚はない。だけれども、アメニティ推進のために市は何とか市の花を選定しようというのが当時の思いだったというふうに思うわけでございますけれども、何を言いたいかといいますと、行政が主導で走っても、市民がその感覚のないときにやってもだめなのだ。スズランはもともと砂川には自生していないと、土地をすごく選ぶ、植花するのは難しい、そういう花を選定したところやっぱり継続性が難しかった。だから、行政主導で決めるべきものではないのだろう。私は、市の花が1つだろうと2つだろうとそんなにこだわりません。ただ、スズランを進めていくのは、恐らく土地の問題で、まだ家庭で植えられている方もおられますけれども、砂川の土地柄からいくと難しいのだろうというふうに思っているわけでございます。

市長になってから各地域を回るわけでございますけれども、春になると各家庭では一斉にチューリップのいろんな赤とか黄色の花を家庭で植えておられると。チューリップが終

わるころには各国道沿線、または町内会でマリーゴールドなり、サルビアですか、どうしてこの花が選ばれるかといいますと、単年草で手入れが簡単だと、また花もちがすごくするというので各町内会なりで主に使われていると。長い期間車で通る人、または歩く人たちが見て楽しめると。手入れの問題と嗜好性の問題、いろいろ絡み合ってくる問題を行政が主導的に決めるものではないだろうというのが私の思いでございます。また、砂川の団体を見ますと、先ほどラベンダーの話もありましたし、きょうはあじさいの会の方も傍聴に来られております。アジサイもボランティアでいろいろ植えていただいて、砂川を何とかきれいにしようと、そういう思いでやられたのだというふうに思います。この運動には私も本当に敬意を表するものがございますけれども、そこですぐ市の花は、となるとなかなか難しい。ただ、私は否定するものではございません。あちこち出かけますので、いろんな団体の方とお話をするわけがございますけれども、行政もいろんな課題を抱えておりまして、地域でやっていただく問題、国道の街路樹のところ植えていただいている団体の方、いろんな方がございますけれども、それらの団体の方々とまたゆっくりお話をしながら、市の花についてどうなのだろうと、スズランが私自身は決して、土地を選ぶ関係上難しいのだろうと、それをこれ以上進めるという感覚は私自身はもう持っておりません。ただ、象徴として、砂川市の花としてマンホールにその形跡が残っていたり、橋の欄干にスズランのきれいな形が残っていると、それはそれで私はよしとするものがございますけれども、いろんな方の意見を聞きながら、また市民の機運がもっと高まることを期待しながら、いろんな団体の方とお話してみたいというふうに思っております。

これで答弁にかえさせていただきます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 まちなかの部分は、本当に市民の目を楽しませてくれたり、通る車から砂川って華やかだなと思ってもらえたり、ただそれと観光要素とはやっぱりちょっと違うのかなというのがありますし、まちの中でそういった部分をしっかりターゲットを絞って取り組んでいくということが大事なのかなというふうに考えますので、今後ともご検討いただきたいなと思うと同時に、さらに砂川の各関係団体の皆様には頑張ってもらいたいなと、頑張ろうかなというふうに考えております。

そして、次の病院の待ち時間のほうですけれども、先ほど詳しく大きく3点について取り組みが10月ごろからなされるというようなこととお話しいただきました。すごく画期的なことですし、これからの人にとってみたらすごくいいのではないかなというふうに感じるわけなのですが、1点気になるのは、メールとかITとかと言われても難しいなと思う人もやっぱり中には多いと思うのです。そういった方に対してどういった形でそのサービスを受けていただく、もしくはそういった人向けのまた何か別のサービスを検討されている部分があるのかお聞かせ願えますか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 まず、携帯を持たない方々、年配の方含めて結構いると思われま。ただ、今回の順番検索システムというのが非常に、専用端末ありますけれども、ご自身の診察券を通すことで見れますということでは、これについては使用方法が非常に簡単なので、それについては一応利用価値があるのかなと。ただ、先ほど申し上げましたように院内の各ブロックに7カ所ございますけれども、そこに配置します。そういった意味で、それ以外のところではどうなのかということもこれからは考えていかなくては行けないかなというふう。現段階では、とりあえず院内という基本的な考えで進めております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 この3つでも相当画期的だと思うのですが、若い方は時間の有効利用できて、そういうものをぱっとやって、ちょっと外で買い物したりして、また戻ってきたりとかということができていいのだろうなというふうに思うのですが、高齢者の方はなかなか、きっと何回も何回もカード通しながら、あと何番だ、あと何番だと思いながら病院の中にいるのだろうなというふうなことは想像するのですが、そこで大手、大学病院さんなんかの取り組みを見ると、病院内の充実ということにシフトを変えているところもあるのかなというふうに感じるのです。その中で一番共通しているなと思うのは、スターバックスとかドトールとかタリーズさんだとかというカフェなのです。カフェは必ず、札幌医大も北大も旭川医大もみんな置いているのです。そういったところでリラックスできるようなスペースというか、まだまだ呼ばれそうにないのだったら、ちょっとおいしいコーヒーでも飲みに行こうかというようなことで、カフェをつくっているというようなことがあるのですが、そういったことを急に言われても、できる、できないという話にはならないかと思うのですが、そういった感じで中のもうちょっと充実について何かご検討されているようなことというのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ご存じのように、院内におきましては診察、診療部分、それから患者さんが待ち合う、そういう場所というのは非常に限られておまして、現状の中で非常に狭い状況になっております。当初計画と一部、この部分はちょっと予想していなかった部分もありますけれども、今議員さんがおっしゃられたとおりカフェ等については大学病院、それから大きな病院でも空きスペースを利用して患者さんがゆっくりお待ちになれる場所の確保に努めているのが現状です。ただ、うちの病院につきましては、なかなかそういうスペースが今のところないということもありますので、広いところがありまして、例えばそこに端末機を設置するだとか、そういうことも一応考えられますけれども、現状はそういう待ち時間のスペースがないことについては、これからまた違う面で、いろんなあいている部分を活用しながらそういう部分を広げていきたいという考えはあります。ただ、それについては、今の状況からいうと非常に厳しいのかなという考えであり

ます。ただ、院内というお話しさせていただきましたけれども、逆にそういうものを院外に設置するとしたら、これまた非常にいろんな問題がございまして、ただ、今私たちも考えているのは、基本的には今回の順番検索機能につきましては端末で操作しますけれども、これについては電子カルテ上の基本情報を画面表示するということでありますから、基本的には院内に限定したネットワーク内での対応というふうに考えておりますので、それ以上、例えば拡大して違う部門にそれらを設置するということになれば、さらにいろんな問題が出ますので、それについてはこれから研究検討しながら進めていかななくてはならないかなというふうには一応考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

○多比良和伸議員 それでは、引き続きカフェの続きということで、カフェが入っているところは日本全国、もう100軒以上の病院で大手カフェチェーンが病院の中に設置してあるということで、取り組みの経緯といたしましては、少しでも待っていただくときに和んでいただこうということで取り入れたり、病院なので、病気の方、病気の疑いの方ということで精神的にも不安定な方がいらっしゃいますので、そういったときにコーヒーを飲んでいただいたりとか、その時間を極度の緊張をされずにお待ちいただくようなことで好評をいただいておりますですとか、それから病院職員や見舞客もそうなのですけれども、数年前まではコンビニと自販機ぐらいだったのですけれども、カフェが入ってからは患者さんの反応も上々であるとか、さらには病院側からのことといえば、患者さんのいらいを軽くしつつ、テナント収益も期待できるというようなことも書いてある部分もございました。そんなにデメリット的なものは、強いて言えば近隣の喫茶店から苦情が出るのかなというふうなところもあるのですけれども、ただそれはそれで院内のサービスの一環ですから、食堂もあるわけですし、売店もあるわけですし、そういった部分で患者さんが多く来られる砂川市立病院ですから、そういったことも考えていくのもいいのかなというふうに感じます。場所としての構想は、今の図書が置いてある横のスペースだとか、逆にそっちを図書にして中をカフェにするだとか、それから2階の通路のところに出すだとか、ワゴンタイプのものもあるようですので、そんなに場所をとらなくてもできる部分もあるのかなというふうにも感じますので、ぜひ検討していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 あくまでも患者さん、それから見舞客の方々の安らぐ

スペースということで、各病棟にも、それから外来1階部分にもそういう場所は一応設置しておりますけれども、設計当時から自販機対応ということも考えておまして、その後時代の流れとともに各大学関係ではさらにそういう場所の強化ということで、カフェなんか配置しているところも数多くありますけれども、今現状のスペース、いろいろと考えますと非常に難しい問題もあると。ただ、違った意味でもやっぱりそういう人が集まるところの環境整備ということもこれから必要でありますから、十分それについては研究していきたいなというふうに一応考えます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そして、もう一つ、今回3つほどサービスが開始されるということなのですけれども、さらにそこから進化した形のものも出てきているようなのです。NTTドコモと東大病院が開発したということなのですけれども、今は病院に行って受け付けをしてからのサービスなのですけれども、病院に行かなくても受け付けができるというようなサービスも開始されているということで、病院から1.4キロ圏内に入ったら現在の位置から受け付けが可能ですという連絡が来て、それで受け付けを済ませ、病院に一回行かなくても病院の近隣で時間を待つことができるということで、病院の近くには来ているのだけれども、病院の近くに来た段階でもう受け付けができて、その後自分の順番が来るまでおのおの時間を有効利用していただいて、診察時間が近づいて初めて病院に入るといったようなサービスが実証実験が終わって、いよいよ導入されるということで載っております。これなんかも今これからやろうとしている部分をさらに進化した形になっていくのかなというふうに考えます。患者様にとってはなかなか至れり尽くせりだなと感じますけれども。あとは病院の中で待っている、高齢者の方は待つことになれているというのか、わからないですけれども、カフェつくったりだとか、少しやるということも一つなのですけれども、これは北大で取り組んでいる取り組みとして、北大は院内学級というのがありますけれども、そちらのいろんな作品ですとか絵とか習字とか、そういったものを院内に掲示している部分があるのですが、砂川の市立病院でいえば院内保育があるわけですから、そういった中での作品ですとか、そういったものをどこか掲示して、そういうところを周遊して見てもらうような意味での待ち時間対策というようなことは考えられないものかお聞かせ願います。

○副議長 飯澤明彦君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 作品展示含めて、環境づくりだというふうに感じています。ただ、これにつきましては、今の時点でも絵画なんか張って院内の環境づくりはしておりますけれども、実際的には部分的にやるスペースは当然ございます。ただ、これは、長期的にやるのか、ただイベントにあわせてやるのかと、いろんな問題もありますし、院内に全てどんどん、どんどん物をおいたり張っていくと逆に景観が悪くなるようなことも考えられますので、それらをあわせてこれからはまたさらに検討はしていきたいというふ

うには一応今の段階では考えております。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 外からの掲示物を病院の中に張るといのはちょっと難しいのかなというふうな、いろんなポスターをお願いに行っても、1個受け付けると全部来てしまうからという話で断られたりする経緯もありますので、そういう部分は難しいのかなというふうには思いますけれども、院内保育の部分ですから、院内保育のPRも兼ねてそういった活動をしていくのも一ついいのかななんていうふうに思います。

あとは、病院を中心としたまちづくりという中で、その待ち時間対策、メールとかITとか、そういったものを活用した一つの取り組みとして何とか、今後まちなか集客施設のほうで商店街とか地元企業のPRの映像を流したりだとかという話を聞いたことがあるのですが、そういったものは病院の中でも待ち時間の間そういった映像を見て、砂川市の情報を見ながら待ち時間を砂川市のために有効に使ってもらうなんていうことはできないものかどうか、そのあたりお考え聞かせていただけますでしょうか。

○副議長 飯澤明彦君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 現在の病院というのは、どんどん、どんどんIT化が進みまして、診療、さらにはそういう環境のところでもIT化が進んでいるというふうに感じます。ただ、旧病院の中でもメディネットを活用しながら、いわゆる一般的な広報をした経緯もございますし、ただ、今の中では、そういうメディネットや何かを活用しながら例えば企業だとか市内の行事等について掲示するというのは、実際、外来待合の横にディスプレイありますけれども、部分的には一応やっていますけれども、大々的にはまだやっていません。これらについては、将来的にどうなのかということを考えれば、今回お話ししているとおり、患者サービスの視点から、まずこれをきちっと進めた上でさらに次の段階へ移行して、これが病院のIT化含めた、宣伝ということも含めて十分検討はしていきたいと思っておりますけれども、今の段階では即そういう考えではございませんので、ご理解願いたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ディスプレー、待ち時間もずっと変わらないまんまで映像、せっかくあれだけ大きいテレビ置いてあるわけですから、変わるときにはまたその画面に戻る。変わらない間は地域情報の発信なんていうことができればいいのになというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思います。

それでは、次の高校の間口対策に行きたいなと思うのですが、まず今回のサテライトの授業を一応間口対策の一つとして導入されたということなのですから、その詳しい経緯というか、ちょっと見えないのが高校の側から提案があったのか、市のほうから提案したのか、その辺よくわからないのですけれども、その辺の経緯について詳しくお聞かせ願えますか。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 サテライト授業が開始されるまでの経緯ということでございます。これにつきましては、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、昨年度砂川高校の受験者数が漸減しているという状況を踏まえて、砂川市教育委員会と高校のほうと、何か市として支援策できるものがないだろうかというような協議を重ねて、学校のほうも校内委員会がございまして、その中で一般教職員も含めて何度かいろいろ市にさせていただけることがないかという協議を重ねていただいた結果、何項目かの要望ということで文書でいただきました。それを受けまして、実際砂川市としてできるものは何だろう、また一番有効なものは何だろうという検討を内部でいたしました。その中で、地域新聞の市内への配布と、ことし実施しましたサテライトの授業を開始するということを決めてきた経緯でございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 やり始めたばかりですから、今後の推移を見ながらという部分なのでしょうけれども、今のご時世というか、少子化が著しい中で奪い合いも相当過激になっていますし、そんな中まだまだ次の一手を考えていかなければいけないのかなというふうにあわせて考えるわけなのですけれども、その中で今後について、まだサテライト始まったばかりで今後についてというのもなんですから、こういうことをまだ検討していますよというものがもしあるのであれば教えていただきたいのです。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今ほどご指摘いただきましたとおり、まずはサテライトを開始して、その推移を見守るというような状況でございます。ただ、この推移を見た中でこれからはまた砂川高校のほうといろいろな検討、協議を進めてまいりたいとは考えてございます。今の時点では、まずは推移を見守りたいということを考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 推移を見守っていくと、どんどん大変な状況になってから後手後手に回る可能性が出るので、サテライトというのは基本的に砂川高校での進学率だとか、またそういうものに関して実績をつくるという部分ですごく有効なのかなと思いますし、まだまだ今の現状、この近隣の高校受験する方が100名ほど管内から管外に出ていっていると。いろんな交通の便もよくなったし、この辺の学校よりもやっぱり都会の学校に行かせたいという親御さんの考え方もあるのでしょうか、本人が行きたいという考え方もあるのかもしれないですけれども、そういうような、逆を言えば魅力的な学校をつくれれば本当に遠くからでも来る可能性もあるということだと思っております。だから、そういった意味で、砂川高校はせっかく選択の多い学校ということで、特色のある学校だと思っております。ただ、それをどうやって生かしていくかということなのだと思います。そんな中で、大学なんかは選択科目になっているところがほとんどで、自分のなりたいもの、自分の向かうべ

きもの、それから向かうべき方向性の中で必要な授業というのを選択していくという考え方だと思うのですけれども、高校でそこまで将来に向かってこの授業を選択するのだとかという形にはまだなりづらいのかなという部分があるのです。砂川高校は、現状といえば中学校時代の学力で振り分けられているというのがある程度の現状で、その中では当然砂川高校は選択授業だから、自分の夢を選択しながらやっていくのだという人も中にはいるとは思っています。だけれども、そういう人たちをもっと多くつくるための取り組みというのが大事なのかなと思うのです。それで、砂川高校が選択の学校ですよということをアピールしていくとか、学校の意義だとか、学校がこういうものに強いのだというようなイメージづくりとか、形づくりとか、そういうものが必要になってくるのではないかなと思うのです。

そこで、ほとんどの人がこのご時世、夢とか目標とかというのを持つのは難しい部分というのがあるのかなというふうに感じるのです。僕なんかは海外の中で、おじいちゃん、おばあちゃんになってもいつまでも夢を持っているという人たちが多し、子供たちの会話も自分たちの夢を語り合うみたいな場がとっても多くて、それに向かっていきながら、現実的なところでぶつかりながら、いろんなことを考えながら進んでいく。そういうのがない日本は、では劣っているのか、多分そういうことではないと思うのです。日本は日本で義務教育と、それから今までの流れの中でこれだけ世界の中で経済大国をつくってきているわけですから、何ら恥じる部分は全くないわけなのですけれども、ただ砂川高校が選択の学校だということで、その優位性を出すには目標とか夢とか、そういうものを子供たちに早い段階で意識してもらった中で、だから砂川高校に行きたいのだというような子をつくるべきなのではないかなというふうに感じるのです。その中で取り組みとして、学生に職業情報を早く意識したり知る機会をつくったらどうかなというふうに思うのです。高校入ってすぐの時期、もしくは中学校の間に企業情報、企業説明会、いろんな職業を子供たちに紹介する場をつくる。子供たちにいろんな仕事を知ってもらう。その中で、楽しそうだとか、自分はこういう職業につきたいだとか、そういった夢とか目標を持ってもらう。そのためには、こういう大学に行ってこういう資格を取らなければいけない、こういう専門学校に行ってこういう資格を取らなければいけない。その学校に入るためにはこの授業の選択が必要だ、この授業を一生懸命勉強しなければいけない。そういう部分の流れをつくる土壌を、その土壌をつくるのがやっぱり大事なのかなというふうに感じるのですけれども、このあたりについて考えがあればお聞かせ願いたいのですけれども。

○副議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ご指摘いただきましたとおり、生徒さんたちが自分の将来を見据えて高校生活を送るといようなことは大変重要かと思っております。砂川高校といたしましても、まず1年生が入りましたら4月の段階で進路希望調査をとっておりますし、また1年生のうちにさらに進路に関する面接なども行ってございまして、なるべく早い時期

に自分の将来をまず見据えた中で、いろいろな科目の選択ですとか、そういうこともする  
ようなことで指導していると聞いてございます。また、ご指摘のような子供たちに夢を持  
っていただくというような部分で、市教委としてどこまでかかわって何ができるのかとい  
うのはなかなか難しい面はあるかとは思いますが、そういう点も踏まえまして、今  
後も砂川高校といろいろと協議の場を持つことによって、いろいろな将来的な支援策につ  
きましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 授業の中で強制的にやるということは、これは不可能だと思うので  
すけれども、放課後の時間ですとか、そういったことで、砂川にもたくさん優良企業ござ  
いますし、家庭教育サポート企業とか、そういった部分での協力も得られやすい環境もあ  
りますし、そういったところに周知しながら、自分の企業PRと、それから自分の会社に  
来たいのだと思って勉強してほしいというのも企業側にもあると思うのです。だから、  
試験やって、面接やって、そのときのよしあしで決まるということのも一つかもしれな  
いですが、自分が説明会に行って、そういう子が育ってきて、自分の会社に来たくて  
この進路を選んでやったのだというのはやっぱり違ってくると思うのです。地元との  
連携ともうまくつなげながら取り組んでいってほしいなというふうに思います。

最後に1点、間口対策として各市町村で、具体的な例としては通学費補助とか部活動補  
助、それから奨学生制度、そういった形のものをとっている道立の高校が幾つかあるの  
ですけれども、間口対策としてここはかなり厳しい状況にある中での選択肢だったと思  
うのですが、今後そういうことを考えていく部分があるのかなのか、教えていただけま  
すか。

○副議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 井上克也君 ただいま多比良議員のほうから、さらなる支援として例えば通  
学費の補助でありますとか、あるいは奨学金制度の創設でありますとかお話をしまし  
たけれども、こういった取り組みを近隣の高校とタイアップしながら、近隣の自治体  
でもこういった補助制度等を活用してはいるのですが、なかなかそれが入学者増に結  
びついていないという実態もございます。そのようなことも含めて、まずは学校で  
話し合われたサテライト講習により学力の向上を図ろうという支援に取り組んだわけ  
ですけれども、これにつきましても市長部局とも、市長とも十分協議をさせてもら  
って、とにかく学校として魅力というものを持つことが大事であって、補助として  
悪いものではないけれども、まずはサテライトという、校内委員会でぜひというもの  
について取り組もうということですから、現状はそういった補助制度もあるのは承  
知してはいますが、まずはこういったサテライト授業等で魅力を高めていきたい。そ  
の前に、砂川高校は管内で普通科単位制という、そういった特色ある学校です  
から、特色ある単位制の内容をまず地元の中学校、そしてまた近隣の中学校で改  
めてもう少しPRをして、そして関心を持ってもらうということも大事

かなと思っています。その辺についても高校と十分連携をとりながら、また、今議員さんのほうからお話がありました魅力を高めていく取り組みというものを高校と十分協議をしながら、今後とも取り進めていきたいというふうに考えてございます。

○副議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 私もこの補助やそういうところに手をつけ始めたら最後だろうなというふうに感じていますので、まずは魅力づくりを一生懸命して、とにかく砂川高校に来たいのだという学生をふやして取り組んでいただきたいなというふうに思って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。私は、今回大きく2点です。

まず、第1点目は、市役所庁舎の建てかえについてお伺いします。市役所庁舎は、昭和45年完成、43年が経過し、鉄筋コンクリートの法定耐用年数の50年に近づいています。そのため、老朽化が目立ってきました。また、砂川市耐震改修促進計画の耐震化に努める施設で市役所庁舎は優先度1にされるほど耐震化が不十分な上、洪水時の災害本部も設置できません。そもそも市役所は市民の役に立つところであるのに、窓口の分散化も見られるばかりか、エレベーターもなく、公共施設に求められるバリアフリー対応も不十分です。早急に建てかえに向けた取り組みが必要です。建てかえるのであれば、まちの活性化につながる場所であるべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

大きな2点目としては、職員の駐車場についてであります。6月1日より職員の駐車場が旧中央小学校跡地から市役所周辺にかわったようですが、現在の駐車状況とこれまで職員の仮設駐車場であった旧中央小学校跡地の今後の対応についてをお伺いをいたします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 初めに、大きな1の市役所庁舎の建てかえについてご答弁を申し上げます。

市役所庁舎は、鉄筋コンクリートづくり地下1階、地上3階建てで、建築延べ面積が約5,000平方メートルであり、昭和45年9月から使用しており、築43年目を迎えております。国税庁が定める減価償却資産の耐用年数では鉄筋コンクリートづくりの事務所は50年と規定されておりますが、当市役所庁舎でも老朽化が進行している現状にあります。近年は、躯体における外壁塗装の剥がれや亀裂、屋上からの雨漏り等が見られ、設備に関しましても経年劣化による給配水管の腐食が進み、修繕を行わなければならない状況にもあります。また、構造上の問題といたしまして、エレベーター設置などのバリアフリー化についても困難であり、庁舎1階が南北に分かれていることから、庁舎間の移動には階段を利用しなければならないなど、高齢者や障害者の方にもご不便をおかけしている現状にあり、平成8年に実施いたしました耐震診断では耐震基準を満たしていないことから、

平成19年に策定いたしました砂川市耐震改修促進計画においては耐震化の優先度が最も高い公共建築物として位置づけられ、耐震化が必要となっているところでもあります。災害に関しましては、地震のみならず、大規模な洪水が発生した場合に浸水が想定されるエリアにあることから、災害対策本部を設置することができないことも考えられ、防災対策の拠点としての役割を十分に果たすことができない状況にもあります。市役所庁舎は、行政サービスを提供する場として利便性及び安全性が求められ、非常時には指揮及び情報伝達の拠点となる施設であることから、所在地のあり方を含め、改修あるいは改築といった方向性についていずれかの時点において検討に着手すべき課題と認識しておりますが、現状では児童生徒の安全確保のため、学校の耐震化を優先して実施をいたしました。次に、避難施設である総合体育館や公民館の耐震化をより優先して取り組むべきものと考えているところでもあります。加えまして、市役所庁舎の改修あるいは建てかえにつきましては多額の事業費を要するものでありますので、財源の確保が必要であり、その取り組みにつきましては財政状況の推移を見きわめながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の職員の駐車場についてご答弁を申し上げます。市立病院の改築に伴い、平成19年11月より職員は旧中央小学校跡地を仮設駐車場として使用してまいりましたが、昨年10月に市立病院立体駐車場が完成して以降6カ月以上が経過し、立体駐車場の利用が進むなど、来院者の駐車状況も把握できたことから、職員も市役所及び市立病院周辺に駐車することが可能であると判断して、6月1日より駐車場を移転したところであります。駐車場所として、以前に利用していた駐車スペースを中心に、改築工事現場事務所が使用していた用地なども新たに活用しておりますが、いずれも職員専用とはせず、来院者など市民も利用が可能となる形態で運用しております。現在の駐車状況につきましては、職員も駐車可能な場所として指定したスペースがほぼ満車となる状態で推移しておりますが、立体駐車場及び隣接する平面駐車場には駐車台数にまだ余裕があり、来院者などへの駐車には影響を与えることなく職員駐車場の移転を完了したと考えているところであります。また、これまで職員の仮設駐車場でありました旧中央小学校跡地の今後の対応についてであります。当初は仮設駐車場の利用終了後に予定しておりました砂利の撤去などは行わず、当該地は従前より将来的に何らかの公共施設を建設する必要性が生じた場合にその候補地となる可能性があるなど、市内中心部に一定の面積を有する土地であることから、当面は現況のまま管理していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 答弁は予想される答弁で、ただ市役所庁舎が相当大変な状況だということとは十分認識されているのだろうなというふうに思います。よくこの役所には来るのですが、改めて外を見てみると、本当に経年の劣化というのは相当はつきり出てきてし

まっているなど。ちょっと写真を撮ってみたりもして、改めてなのですけれども。まず玄関入ると、上見るとさびてぼろぼろという感じですよ。それと、ちょっと危険かなと思うのは、うちの役所の庁舎ってタイル張ってあるのに最近気がついたのですけれども、ちょうど真ん中にタイルが張ってあって、このタイルが相当剥がれ落ちている状況になっていまして、これもしかすると、よくあるのですけれども、がばっと落ちるのではないかと、いうふうな心配もあります。鉄筋がもう外に見えている状態の箇所もあったり、とにかく何とかしていかないとというふうには思います。それで、今部長のお話でも耐震化ということについて、今どき災害本部も設置できない、いざ大震災でも起きたときにはまずここが潰れてしまっているなんていう、そんなひどい状況をそのまま、わかっていながら放っておいていいのかという今の状況ですよ。最近バリアフリーということについては、エレベーターないのは本当に最悪の状態なのですけれども、最近農政課が3階に上がったのです。議会に来るたびにお年寄りと出会うのです。階段を上っていくお年寄りと僕何回も出会っているのです。ご案内したこともあったのですけれども、とにかくエレベーターないのと。上がっていく途中で、ここの役所は80歳以上は来るなどと言っているようなものなのとか、これ生のお話なのです。何のために皆さん来られているかということ、農業の方々の年金の現況届というのを出しに来るらしいのです。そのたびにたまたま僕は出会ってしまうのです。本当に大変な役所だねと。そこだけをとれば、これはたしか百何十人の方々が毎年来るらしいのですけれども、これって一つの例なのです。こういう状況がそのまま済んでいていいわけではないというふうにまずは思うわけです。

前回の3月の議会のときも土田議員が耐震化ということでお話をされて、市長もお話をされています。ほぼ市長が話しされた内容と総務部長の話は同じような内容でした。つまり私が今言いたいのは、ここまでわかっているのに、市長も総務部長もわかっているのに、何で動き出さないのかというところです。これって余りにも無責任なのではないかと思うわけです。つまり耐震化も不十分で、市民のサービスも南北に離れているから非常に迷惑をかけているとわかっているわけでしょう。前の3月議会の答弁で市長はどうやってお答えになっているかということ、残念ながらはっきり答えていないのです。ただ、耐震改修については、このまんなではいろいろ設備なんかもう古くなってきているので、そのまま使えないだろうと。つまり耐震改修では庁舎は使えないとお答えになっているのですが、これはまさに建てかえを意味する言葉だと私は思うのですけれども、ここで改めて確認を市長にさせていただきたいのですが、その点はどういうふうにお考えになっているのですか。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、現状といたしましては、外壁等の部分でかなり危険な状態になっているのは認識してございます。それにつきましては、今後計画的に修繕というのも考えているところでございますけれども、市長の3月議会での発言で耐震改修では庁

舎は使えないというような発言もあろうかと思えます。庁舎を耐震改修いたしますと、現状といたしましてはかなり耐力度が低いですので、施設の中に例えば鉄骨ですとかブレース等を設置するなんていうこと自体は今の庁舎のスペースからいきますとなかなか難しいところがございますので、耐震化という部分のみ判断いたしますと基本的には庁舎は建てかえということになるのかなという、そういうような観点の発言になったかと思えます。

現状といたしましては、私どもは第6期総合計画策定の際にも庁舎の建設等も若干話題になりました。その中で、市民の説明会の中でも市民の方から、福祉団体の方でありましたけれども、当時3階の大会議室で会議を開催させていただきました。そのときは、お話として、やはり3階に来るのは私たちは大変だというご意見も伺いました。それは、もう当然のことだと思います。高齢化が進む中で、障害者の方のみだけではなくて、高齢者の方が階段を休み休み上がっていかれているのも私たち目の当たりしておりますので、その点につきましては、市といたしましても根本的に市庁舎について考えていかなければならないという状況にあらうかと思えます。現状といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたとおりまず優先度を定めまして、児童生徒の安全を優先して、まずは学校に取り組んだところでありまして、現状といたしましては避難施設でもありますし、いろんな多くの方が利用されます総合体育館に今年度から工事に着手いたしますし、次には公民館の改修も控えている状況にあります。それらの状況を考えながら、あとは市の財政状況等も考えながら考えていかなければならない時期には来ているのかなというふうな状況であります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 部長、一問一答だから、そんなに丁寧に答えなくて私にはいいですから。

僕が聞いたのは、耐震改修が必要だ、この耐震改修では、市長が言ったの読みますか、耐震改修では配管等とか、もともと構造自体がもろくなっているんで、事業費が高くなるから、耐震改修ではあの庁舎は使えないというふうに思っております。つまり今そのことを部長はまたお話になっているのですけれども、市長、これだけ一回だけ確認させてください。耐震改修をするのだとすれば、ここは、この市役所庁舎はやはり建てかえるということが一番いいことだろうなと思っているのかどうか、これを答えてもらわないと次に進まないのです。よろしくお願いします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 庁舎の改築の考え方につきましては、現状といたしましてはなかなか財政的な部分では厳しい問題があらうかと思えます。しかしながら、防災の面等から考えますと、私も防災担当といたしましてはやはり緊急的に措置しなければならないことではないのかなというようなことも考えているところであります。防災だけではなくて、確かにバリアフリー等の利便性の部分もありますけれども、まずは第一義的には防災というところの災害対策本部もできないというところがありますので、内部的には特に市長と

も相談してはおりませんが、実際庁舎の建設というものにどのような形で取り組まなければならないのか、あるいはどのような期間が必要なのか等につきましては、もう既に内部では協議をしなければならない時期には来ていると思いますので、その点、いつ建設するというのはなかなか判断が難しいところですが、必要になったときにはある程度の判断ができるような内部的な検討については進めなければならない時期というふうに考えておりますので、そういうような取り組みはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 前より少し進みましたね、内部としては。これは、前回の議会で市長がみずからの言葉で話されているので、要するに建てかえということが必要であると私のほうから話をさせてもらいます。そこで、今部長も前回市長もお答えになっているのは、今後の交付税の推移だとか、あるいは市立病院の返済がこれからピークを迎える、そんなことが心配だ。また、先ほどから言っているように耐震化は公民館をまずはというようなお話があったと思うのです。だからこそなのです。だからこそ、この点について早く決断をして取り組んでいかなければならないのです。学校というのは、もう既にやりました。もう一つは、逆に言うと公民館って、ここに余り深く入っていきたくないのですけれども、本当に耐震化するのかどうかということも、この市役所庁舎をどうするかということと僕は関連してくると思うのです。というのは、今の図書館も大分古くなってきて、あるいは公民館も古くなってきていて、下手するとゆうとバツティングするような部分もなきにしもあらずです。今後ますます人口も減少していくということを考えていくときに、本当に全てを残す、残しながら耐震化をしようとするのかどうかということも含めて、この市役所の建設と同時に公共施設全体をどうしていくのかということになるべく早い段階で検討していかないと、とんでもない結果になってくると思うのです。人口減っていきながらも、古いながらも耐震化したけれども、残っていつている。でも、中身というのはそんなに新くなるものではないので、そこのところもしっかり私は考えていかなければならないのではないかなと思うのです。つまり、これどこのまちでもそうなのですけれども、市役所の建てかえということを一回出し始めて、大体それからうまく行って立ち上がって完成するまで10年かかると言われているのです。直近のまちでいえば、もう建設計画ちゃんとしてきているのです。ところが、これから市民の議論もあるわけです。建設場所もあるわけです。建てかえて行って、工事だって何年かかかるわけです。さっき言ったように、今から始めたって、よし、やろうかともしここで考えたって、建つまでには10年かかってしまうというぐらいの長いスパンで考えていかなければいけないことだと思うのです。だからこそ早く始めましょうと、耐震化のためにどうしようもないと思っていて、そのためには建てかえしかない結論まで出ているのに、スタートしない理由がないではないですか。お金がないであろうとなかろうと、これをやるためにはどうすればいいのだという

計画あるいは検討をしていかなかったら、物事進みませんよね。そのためには、今すぐ取りかかるべきだと私は思うのです。

ちょっと具体的にお伺いするのですけれども、たしか平成14年、私決算書しかぱっと見つけられなかったのですけれども、そのときに公共施設整備基金というのが8,000万あったのです。これって特定目的での基金だったわけです。それが市役所の庁舎建てかえのために積んでいったものかどうかはわかりません。でも、少なくとも公共施設を何とかしようとする基金があったのです。これって今はどうなっているのですか。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 公共施設整備基金のお話であります。この基金は、平成3年に基金の造成を始めまして、平成15年に基金を一体的に管理するという事で基金の統合を図ったときに財政調整基金に統合を図ったところであります。議員おっしゃられましたとおり、平成15年度をもって統合いたしましたので、その時点の残高といたしましては8,070万円ほど残高としてはありました。ですけれども、現在といたしましては財政調整基金の中に組み込まれていますので、当時といたしましては市役所庁舎の改修に用いる基金ということで造成を始めたものでありまして、当時何かいろいろ議論はあったようですけれども、建設という言葉は除かれた中で、改修という形の中で造成された基金というふうに聞いております。そのような中で今財政調整基金のほうに組み込まれておりますので、特に特定目的という別枠で管理しているものではございません。基金の統合の際にはいろいろ基金がありまして統合いたしまして、形式上別枠で管理しているものもございまして、この基金につきましてはあくまでも財政調整基金の中で組み込まれておりますので、特別目的という形にはなっておりませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 普通家建てると経年劣化というのは当然あるし、それから民間の企業だと、病院なんかでもそうですけれども、減価償却費というのを上手にためていて、新しいものとか、あるいは改修に回していくものですよね。そういう意味で、以前は公共施設整備基金というのがあって、確かに8,000万、私が見たのも8,000万でした。ところが、今みんな一緒になってしまって、何が何だかわからない。自由に使えるといたら使えるお金なのですけれども、今この基金が約20億は超えて、市長が一生懸命頑張った結果として今あると思うのです。この20億があるのだけれども、では果たしてこの市庁舎建てかえのために基金があるかということ、全くゼロということになるわけです。これはまずいですよね。建てかえるということが今後進めていこうとするのであれば、今から例えば10年の間に1億ずつためたって10億、10億もあると考えてもいいかもわからないです。そういうふうに準備していかなかったら、お金ってたまっていかないですよ。というか、その目的に向かっていけれないと思うのです。だから、早くということなのですけれども、それと、もしもこれから人口減少になっていくということが予想されると仮

定して、これ仮の話でいいのですけれども、新しい庁舎ってどのくらいの規模が必要なのか、あるいはもっと突っ込んで言って建設費ってどのくらいかかるのかというのは、私がこの質問を出したので、多分そこぐらいまでは質問として来るだろうと予測されていると思うので、もしあったら教えていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 庁舎の面積につきましては、以前総務省のほうで、庁舎を建設する際には起債を起こして庁舎を建設するという経過が一般的にはありますので、庁舎を建設する場合には職員数掛ける平米数という計算方法がありました。ですけれども、実際今現状といたしましては総務省もそれも改定いたしまして、特に基準等は求められていないようですけれども、一定の庁舎の面積というのは、ほかの自治体ではそれらの基準をもとに計算しているところでございます。ですので、例えば特別職の人数が何人で部課長職の人数が何人かと、そういう中で求めているものでありまして、そのような中、実際現状といたしましては面積等の算出は行ってはおりませんけれども、それに伴います事務室のスペースだけではなくて、会議室のスペース等もどのようなことが考えられるのかという想定も必要ですし、まずは市役所庁舎ですので、市民の方がいかに利用しやすい市役所になるためにはどのような庁舎の配置かというものも実際は考えていかなければなりませんので、それらを考えていかなければ、なかなか面積等も算出するのは難しいと思いますし、建設費につきましても、当然ながら数十億円という単位にはなろうかと思えますけれども、それらの建て方によってはなかなか、今この場でどの程度ということは言えない状況にあるのが現実であります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 部長は言えないと思います。ただ、先ほどの総務省の関係で僕もちよっと計算してみましたら、今の大体の職員数でやっぱり今と同じぐらいの規模、5,000平米ぐらいは要と思います。延べ床面積です。それで、直近の他市町の建設費を掛け算すれば、平米単価を掛け算すれば、やっぱり17億から20億ぐらい、新しい建物を建てようと思っただけかかるといふふう思うわけです。それだけやっぱりかかってしまうのです。かかってしまうけれども、絶対必要な施設なのです。これからの市役所の求められる市庁舎というのは、皆さん役所の職員が働きやすいことは確かです。それは当然のことなのですけれども、そればかりではなくて、もっと集客施設としての位置づけも大事だと私は思っているのです。みんなの働く場所、快適な場所以外にです。つまり市民がとにかく便利でわかりやすく、そういう庁舎であってほしいのは間違いないです。防災拠点のそれこそ拠点であるべきだということも確かです。それから、市長がよく言われているみんながすぐ来れる、集まれる、そういう市民協働の拠点としての庁舎機能だって必要だと思うわけです。それから、太陽光だとかいろいろ使うような、環境の負荷を減じられるような、そういう庁舎づくり。とにかく今とは違ういろんなものができる庁舎という

ことがどうせ建てるなら私は必要だと思っているわけです。

それで、ここでお話をしてしまおうかと思っているのですが、この場所に役所って建てられるのかというと、僕は実は無理だと思うのですよ、この現在地で。もう敷地ないですから、市立病院もここに建ててしまったし、いざやれるとすれば、そこの公民館の駐車場にまず仮の庁舎というか建ててという状態だと思います。わざわざそんな混み合う必要はないわけです。私は、いっそのことならまちなかへ出ていったらというふうに思うのです。市長は、たまたま今回の大目玉で集客施設をつくらうということで、名前をS u B A C oという名前にして7月1日から始まるのですね、違うのかな。とにかくこれから始まるわけですが、私はいい場所に目つけたなと思うのです。駅からおりて、前はネオンで輝いていたあそこはすっかり寂しくなって、そのところに今回集客施設のS u B A C oをつくらうというわけです。私は、S u B A C oというのは、そこにまず、S u B A C oですから、卵なんか生まれて、ひなが生まれて、きっと大きな鳥に育っていく。つまりそれが、中心商店街の新しい集客施設の完成品がまさに市役所庁舎なのではないかというふう思うわけです。どうせやるのなら、これからはコンパクトでいろいろなまちづくりというのが必要だと思うので、駅から、それからバスターミナルから、市立病院からの中間あたり、しかも中心市街地のど真ん中にどんと一発、市役所庁舎を建てるぐらいの思いを持ってまちづくりに市長は取り組んでいただきたいなというふう思うわけです。ここで市長と言ったってどうせ答えないのでしょうから、部長、新しい建設をするときに今現在、補助金というのは庁舎に関してというのはあるのかどうかだけちょっと聞かせていただけますか。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 基本的には、庁舎のみの建設というところでは補助金はないという状況になっていますので、それにあわせる何か別な施設ということで合築した場合等は補助金があると思います。あとは、今市役所庁舎の部分だけで考えますと、耐震基準を満たしておりませんので、市立病院が改築いたしましたときに、市立病院建てかえいたしましたけれども、旧の病院を耐震化すると同様な形の補助金という対応がありますので、そのような形の補助金の対応は考えられるところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 残念なところでお昼休みになってしまって、本当に残念だったのですけ

れども、何の質問をしたかという、要するに補助はないのかという話をしたのです。普通でいくと市役所庁舎建てかえの補助はない。ただ、本当にこの時期だろうというふうにするのは、耐震化のためなら多分何とかなるかもしれないという可能性はあると思うのです。それから、今砂川市というのは中心市街地活性化とかという形では非常に注目されているところで、これはただ単なるどこかに市役所庁舎を建てかえるというのではなくて、まさに中心市街地のど真ん中にどんと建てれば、それこそすばらしい集客施設にもつながっていくし、あるいはいろいろな形で市民が訪れるのも便利になる。それから、本当に人口減少化のためには、なるべくみんながコンパクトに住んでいけるような、そういうコンパクトシティというのを今国土交通省も推し進めていますし、そんな形でいけばその辺の補助にもうまく乗っかっていける可能性もある。もう一つは、高齢化の問題ですけれども、今持ち家の人たちがなかなか住むところが難しいというふうな状況になってきています。ほかのまちではサービスつきの高齢者住宅というのが大分多くなってきていて、私はできれば市役所庁舎の上にそういうサービスつきの高齢者住宅なんかを民間の力で建ててもらいなり、いろいろな方法があると思うのです。それには、やはりまちの真ん中、ここに新庁舎を建てるというぐらいの意気込みでぜひいってほしいなというふうにも思っているのです。

聞いたところによるとなのですけれども、あの一角はまとめてなら売るといふ地権者もいらっしゃるといふお話も私は聞いています。自分なりにそれなりの地図を調べていきますと、ちょうどこの市役所が建っているブロックと私が今言っているところのブロックは、民間金融機関が1個入りますけれども、ほぼ同じ大きさになっているのです。だから、十分建てられる。それプラス駐車場がかなり広くありますから、これ本当に考えようによっては市立病院、それプラス砂川市にとってのランドマークができるというふうには私思うのです。そんなようなこともいろいろ含めて、とにかく市役所を何とかしなければいけない。そのためには早く準備にかからなければならぬ。基金も何もないわけですから、20億、最低どのぐらいかわからないが、僕が試算したところの20億というお金は、なかなか一気に、今の基金全部使えば使えるのだけれども、そんなことできるわけないわけで、市民にも理解をしてもらいつつ、やっぱりこのところは一気に攻めていくと。さっきの昼休みだったのですけれども、市長の懸案であったとてもいい事業が何か喜ばしい結果になったということもあるようですから、一気に呵成に、これは市長だからできる。この市役所、市長がやらなければ誰がやるということなのです。今ちょうど1期目の半分になってこられた市長、ここまでいろいろなことが気になって、市民サービスもという点も含め、耐震化も含めて考えていくならば、まず検討していくということをもう決断される。その後いろんなことというのは当然あるわけだから、本当に長い年月がかかるわけで、もしかしたら市長の任期の間にできないかもしれないけれども、せめて自分がここで市役所の庁舎というものに手をつけていくということはとても大事なことですとこのように私は思うの

で、最後の質問ですから、ぜひ市長に検討委員会なり、そういう検討するというようなことをはっきりとお答えをいただければと思っています。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから庁舎の建設問題についてご答弁を申し上げます。

3月議会にも小黒議員のほうからそういう質問がございまして、私もそれなりに頑張っ  
て答弁したつもりでございますけれども、なかなか難しい問題もはらんでおります。私の  
思いからいいますと、今のこの庁舎を耐震化するのは不可能だといった時点で、これはも  
ういつかの時点で建てかえというふうに理解していただいたのだというふうに思っており  
まして、先ほど来、私の言えないことを小黒議員がかわりに言っていただきまして、なか  
なか今の段階で私自身そこまで申し上げることはできないのでありますけれども、もとも  
と私の基本は、1つには持続可能な財政、もう一つは古くなった庁舎を総体の中でどう位  
置づけていったらいいのだろうか。私は、まずは市民が使う施設を先に耐震化していく  
のが先であると、庁舎は一番最後でいいという考えでございます。ことし、来年にかけて  
体育館、その後に公民館、これで市民が使う、または避難施設と言われるものについては  
完了するわけでございます。

今の高齢化時代を見ますと、先般、全国市長会に行きまして、厚生労働省の課長の講演  
を聞いていたのですけれども、小黒議員もそうですけれども、私も団塊世代、これが高  
齢化のピークかなというふうに思っておりましたら、実は本当の山場は我々団塊の世代の  
団塊ジュニア世代、その方たちのピークが2050年に来ると。あと40年は間違いなく  
この高齢化は進展していく。そのときに日本全体で高齢化率40%という数字が出ており  
ました。地方はもっと高い率になるだろうと。そのときに果たしてこの庁舎がいいのかと  
言われれば、小黒議員ご指摘のとおり、高齢者にとっては余りにも過酷な施設であると。  
これはやはり何とかしなければならないというのは共通認識であるわけでございますけれ  
ども、小黒議員ご承知のとおり、私はある程度病院は黒字でいこうというふうに確信  
を持ってございますけれども、27年にピーク、10億を超える償還が3年ほど続くと。  
恐らくそれは今の院長の力をもってすればクリアしていただけるのだろうというふうに思  
うわけでございますけれども、気になるのはその1点と、もう一つは、従来から言ってお  
りましたけれども、アベノミクスの第4の矢、いわゆる普通交付税、これがどのくらい手  
つくかわからないのですけれども、新聞を見ますと間違いなくリーマンショック後の加算  
分については削減するというのもう見えてきました。それらを総体的に見た中で私は慎  
重に判断していかなければならないと、だからなかなか前向きな答弁はしないでいたわけ  
でございますけれども、先ほど小黒議員の質問の中で総務部長が、私は協議していたわけ  
ではないですけれども、やっぱり総務部長として何とかしなければならない思いがあった  
のだと思いますけれども、部内で検討するというふうに部長は言っておりました。論議す

るにも基礎資料がないとなかなか論議にならないと。そのためには一体建設にどのぐらいかかるのだ、そこのところが明確にならないと、その後の論議にも場所の問題にもつながっていかない。だから、部長が言ったとおり、私は部内でそれらの基礎資料については検討すると。

基金の問題については、私は余り基金を積み立てるという考え方にはなかなか現実的にはならないだろうと。建てるときについては耐震の補助金がどうなるかというのは、自民党の政府の国土強靱化計画の中では耐震の関係については力を入れていくのだというふうに言っていると。それらもあわせた中で財源、もしその補助がないとしてもこれは交付税算入のない起債がございます。償還が恐らくその分20年ないし、そのぐらいで償還していくのだろうと。だから、基金がそのままなくなるということではございません。ですから、それはそれで、もしそうなった場合には対応できるのだろうと思いますけれども、その論議をするにも余りにも基礎資料がないと、一体幾らかかるのだ、どうなるのだと、その部分については、先ほど部長が申し上げたとおり部内の中で各課が集まって検討していきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長はぴしっ、ぴしっと答弁をされていて、なかなかと思っていたのですが、きょうはちょっと、何だかわかりづらい。これも1回、2回でどうのこうのという話では僕のほうもないですし、とにかく検討するということは間違いのないというふうに、いいですね、そこは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そこのところで、きょうはこの点については終わりたいとは思いますが、多分いろいろ今後まちの中でも市民の方々からもいろんなお話が出てくれば、よりもっと盛り上がって議論ができていけるのではないかとこのように思っています。

次に、駐車場の関係になるのですが、正直駐車場がもっと大変になるのかなと僕は予想したのですが、6月1日。旧の中央小学校を見ていると、僕がちょっと数えた限りで百七、八十台とまっていたから、これが市役所周辺に来るとなったらどうなるようになるのだろうかというふうには実は思っていたのですが、今のところは見ている限りは路上駐車もごくごく少ないですし、市の職員が路上駐車しているということはまずないのだろうと思うのです。ああ、おさまっているのだなというふうに今思っているのですが、皆さんずっと、ちゃんと問題なく、今職員としてはいい状況で駐車ができていることなのかどうか伺います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の駐車場の移動に関しましては、基本的には平成19年以前の形に戻るという考え方の中で駐車場の配置をしているところでございますけれども、

実際のところ以前に比べまして、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、現場事務所で使っておりました以前のこぼの教室ですとか、そういう跡地もありますし、医師住宅の解体した跡地、以前は駐車場の工事のほうで使っておりましたけれども、それらの部分がありますので、現状といたしましてはスムーズな形で移行ができたものと考えているところでありまして、職員に対しては基本的には今回移動に際しまして2キロ未満の職員は絶対駐車場を使うことなく、徒歩あるいは自転車等の別な交通手段でということをお願いしておりますので、現状といたしましてはスムーズな移行が図られたというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一部の声聞くと、なかなかスムーズではないみたいで、移行はスムーズだったのだろうけれども、朝結構大変な思いしているという話もちょっと漏れ聞こえてきているのですけれども、ここでちょっとお伺いしたいのが病院のほうなのですから、突然の質問で、答えられれば答えてください。立体駐車場の関係なのですから、今まずは立体駐車場は市の職員は使っていないという確認はいいですよ、さっきたしかそうおっしゃられていたと思うので、前に委員会の中で冬場の最初のころに平均206台、あそこは最大で405台入るのですけれども、最大でも271台ぐらい、常時120台ぐらいはあいているという状況があったと思うのですけれども、その辺は今も、直近でも大体変わらない数字でしょうか。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 (登壇) 市立病院の立体駐車場の関係でのご質問について私のほうからご答弁させていただきます。

まず最初に、病院の職員が立体駐車場を利用していないかといったことが若干お話ございましたが、立体駐車場の部分につきましては早出、さらには夜勤ということで、そこにつきましては職員が利用させていただいていると。台数的には三十五、六台といったことで、ほぼ台数については推移しているところでございます。それと、立体駐車場につきましては、議員さんお話があったように総体では405台といったことでございます。そうした中では、現在のところでは余力としては150台程度はあいているような状況がここ6月1日以降の状況でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 答弁が親切過ぎるので、そこだけでいかないと、ちょっと違うところ質問したのでないのという話になるから。聞きたいところはそこではなかった、いいのです、それで。

つまり立体駐車場は今でも結構、120から150台ぐらいは常時あいているという状況が今わかったわけです。僕今こうやって見ている中で、公民館の駐車場に職員2列ぐらいとめているのです。あれがもし公民館で土曜、日曜以外で何かあったときは結構邪魔に

なるだろうなというふうな、ほかはいいと思うのですけれども、あそこの位置だけはちょっと気になるのです。立体駐車場、最初の話では、ちょっと縮小したのだけれども、職員も含めて全体の台数を計算したと思うのです。十分それでも賄えるという形になっていたと思うのです。そんなような意味からすれば、立体駐車場、きょうも朝ちょっと回ってきたのですけれども、置き方って不思議な患者さんの置き方があるのです。やっぱり入り口というか、エレベーターに近いところからまず埋まり、屋上は全くと言っていいぐらいとまっていなかったりとか、中段とまっていなかったりとか、こうやってもう大分傾向というのが出てきたような気がするのです。そんなような意味からすれば、私はもう立体駐車場に職員が置いてもいいと思っているのです。それも含めて職員の関係、あるいはこの周辺の駐車場ということはずっと検討してきたはずですから、無理して無理して、今無理してないと言うのだけれども、公民館のあの状態だとか、職員が朝とめるのにもし苦労しているという状況があるのであるならば、決して立体駐車場は職員が使ってはならないということは、最初からそういう話はないわけなので、とめても全然構わないのではないかなというふうに思うのです。ただ、患者さんがこれ以上がんがんで、職員の駐車することが患者さんに迷惑かかるといふことであるならば、これは話は全然違う話なのですけれども、ある施設はもっと有効に活用していてもいいのではないかとこのように考えるのですが、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 6月1日から駐車場を変更いたしましたして、確かに場所によっては、職員の出勤時間が重なりますので、非常に混雑して、来てみるととめる場所がないという状況もあったふうにも感じております。ですけれども、実際的には指定した駐車場で調査の中ではあいている部分がありますので、まずそれらは職員の皆さんで駐車場の運用になれていただきまして、例えば時間が遅かった場合については若干離れたところへ行くといっているという、その点を理解していただくといふ中では運用が図れるのかなというふうにも思っております。また、公民館の駐車場につきましては、例えば公民館で大きな行事がある場合等につきましては、事前に連絡があればその時点で事前にその駐車場は使用しないといふことで、そういうような運用をするといふふうにも確認はとれております。実際のところ、今回指定いたしました駐車場は市民の方も利用できるという駐車場になっておりますので、若干混在しているところもあろうかと思っております。混乱を招かないために、病院のほうでは5月下旬に立体駐車場の西側にあります平面の駐車場、広い駐車場に市民の方が入れられるときにガードマンの方が、立体駐車場ですといっている部分がありますので、それらについてのご案内も差し上げているような運用もしておりますので、そのような中では現状といたしましては適正に運用はされていると考えておりますけれども、市立病院の職員は今後も増加する傾向にあらうかと思っております。市の職員とは違いますが、医療職で増加する傾向もあろうかと思っておりますので、それらによりましては駐車場の利用

者も今後はふえることも考えられると思いますので、それらの状況を見据えながら駐車場の確保という点につきましては考えていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 私は、大きく1点について質問します。

砂川市協働のまちづくり指針について。砂川市協働のまちづくり指針が策定されました。砂川市に住んでよかった、砂川市に住み続けたいと思えるようなまちづくり指針となることを期待して、以下の点について伺います。

（１）、今後指針に基づき具体的な施策が進められるが、現時点においてどのような施策を推進しようとしているのか。

（２）、協働の定義、協働の形態、市民と市の役割、協働を進めるための施策展開等について整理されており、（仮称）協働のまちづくり条例を制定する諸条件は整ってきたが、条例制定の考えについて。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1、砂川市協働のまちづくり指針について、初めに（１）、今後指針に基づき具体的な施策が進められるが、現時点においてどのような施策を推進しようとしているのかにつきましてご答弁を申し上げます。砂川市協働のまちづくり指針につきましては、協働のまちづくりを進めるに当たり、市民の皆さんと市が同じ方向に向かって共通認識を持って協働のまちづくりを活発に展開していくことができるように、協働のあり方や進め方などの基本的な方向性を示すことを目的に、10人の市民委員による砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を設置して内容について協議を行っていただいたほか、協働のまちづくり講演会、市民説明会などを通じて多くの市民の皆様からも貴重なご意見をいただきながら策定したものであります。この指針において、今後の施策の推進につきましては協働を進めるための施策展開として考え方をまとめているところであり、協働の原則やそれぞれの役割などにのっとり、これから市民と市との信頼関係を構築しながら協働を進めていくためにはどのような施策を展開していくべきかという観点から、啓発活動の推進、人材育成の推進、市民と市の相互理解の推進、体制づくりと支援策の推進、取り組みの評価や見直しの推進の5つを柱に施策を展開していくことが必要との考え方をまとめたところであります。

まず、1つ目の啓発活動の推進につきましては、協働の意識を高めていくとともに、地域コミュニティやまちづくりにかかわる市民活動の重要性、必要性等の理解を深めていくため、積極的に啓発活動を進めていく必要があることから、講演会やフォーラム等の開催、市民活動の紹介や転入者に対する町内会等への加入案内、広報すながわやホームページを初めさまざまな機会において情報を発信するなどの取り組みを推進していきたいと考えて

いるところであります。また、2つ目の人材育成の推進につきましては、市民活動の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど活動を担っていく人材の育成や将来的に活動を支えていく人材を確保していくため、さまざまな分野において人づくりや交流の取り組みを進めていく必要があることから、市民活動入門講座の開催、体験学習の実施、さらに市民活動団体に市職員が研修として参加する地域活動交流研修事業などによる市職員の意識向上を図る取り組みを推進していきたいと考えているところであります。3つ目の市民と市の相互理解の推進につきましては、市民と市との協働の関係を築いていくため、対等な関係を保ちながら、お互いの考え方の違いや特徴をそれぞれがより一層理解できるようにするとともに、まちづくりへの市民参画の取り組みを進めていく必要があることから、国や道からの支援情報の提供、協働のまちづくり懇談会等の開催、各種委員会や協議会へ参画しやすい機会をつくるなどの取り組みを推進していきたいと考えているところであります。4つ目の体制づくりと支援策の推進につきましては、市民の力を結集できる仕組みづくりや市役所内における連携を強化する体制を整えるとともに、市民活動が将来にわたって活発的に継続した行動が行えるように支援策を進めていく必要があることから、既に設置しております市の全庁的な協働のまちづくり推進会議の活用や高齢者を地域で見守る・支えるしくみづくり、地域コミュニティ活動支援事業補助金などの取り組みを推進していきたいと考えているところであります。5つ目の取り組みの評価や見直しの推進につきましては、協働のまちづくりをよりよいものとしていくため、協働の取り組みを定期的に評価し、その結果に基づき、次の計画立案や事業改善に反映させるとともに、変化する社会情勢や市民ニーズ、協働の現状等に基づき、必要に応じて指針の見直しを行う取り組みを推進していきたいと考えているところであります。このような考え方にに基づき、協働のまちづくりにかかわる方策及び施策を総合的に推進し、全庁的な取り組み体制を構築するために設置している協働のまちづくり庁内推進会議を活用した中で、それぞれの部署において既に実施している事業、施策についてはより充実強化を図るとともに、新たな事業、施策についても検討を加え、できるものから具現化を図るほか、市民の皆さんと信頼関係を築き、お互いに知恵を出し合いながら共同のまちづくりに向けた意識づくり、環境づくり、仕組みづくりの取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、(2)、(仮称)協働のまちづくり条例を制定する諸条件は整ってきたが、条例制定の考え方につきましてご答弁を申し上げます。協働のまちづくりに関する条例を制定することは、協働の取り組みを進める上でのよりどころになるものであり、条例の制定をきっかけに一層協働のまちづくりの定着に弾みがつくという側面もあるという認識をしているところでありますが、まずはこの指針を市民と市との協働のまちづくりへの新たな出発点と位置づけ、協働のまちづくりの考え方を多くの市民の皆さんに広げ、ご理解していただき、信頼関係を築き、お互いに知恵を出し合い、力を結集して着実に進めていくことが大切であり、指針の考え方にに基づき、まちづくりへの参画の機会の促進を図ると

もに、市民の皆さんが行う市民活動やまちづくり活動を積極的に支援することで協働のまちづくりに対する機運を高めていくことが重要であると考えております。その上で、指針の中でも協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定についても視野に考えていかなければならないとしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 この協働のまちづくり指針の概要版というのが4月にできて、市民に配られましたよね。その中で幾つか反応が出てきているのですけれども、これをつくるときに協議会の中で検討されているのですけれども、その協議会の中で現状と課題についてどのように話されているのかなということで、特に言われているのがボランティアとか、いろんな諸会議だとかイベントに市民が集まるのですけれども、集まる顔ぶれが例えば同じであるとか、いつも固定しているとか、町内会の役員のなり手がいないとか、そういった悩みだとか人材不足の問題点などについて耳にするのですけれども、この協議会ではそういったことについては取り上げられたのかどうか、取り上げられたとしたらどのような問題が取り上げられているのか、わかる範囲でいいのですけれども、お聞かせ願いたいと。

関連しまして、この概要版の中に人材の育成について、先ほどもお話ありましたけれども、次代を担う青少年の育成とありますけれども、具体的にはどのように対応していくのかお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 指針の策定に当たりまして、策定協議会の中で現状と課題の部分についてどのような議論がなされたかというご質問がまず1点目だったと思います。協働のまちづくりの指針のこちらが本編になるのですけれども、本編の中にも記載されているのですけれども、本編の中で市民活動の現状と課題というものを整理しております。その中では、町内会等の意見を聴取した結果といたしましては、町内会等においては会員を集めるのが難しいですとか、今後人材の確保や活動を高めるための育成、研修機会なども不足しているというような意見も出されておりますし、若い人の育成と世代交代に向けた取り組みを行う必要がある、そのようなことも課題として挙げられておりまして、人材育成等については必要だと思いますし、議員のお話にありましたとおり役員の固定化なども非常に大きな問題になっているかと思えます。そのような中で、人材育成という部分の観点、2点目にありましたけれども、そのような観点からいきますと、本年度におきましては新たな事業といたしましては市民活動等入門講座というものを今後開催する予定となっております。現在の予定といたしましては、7月から9月までの間、月1回のペースで全3回を行うというような予定にしております。さまざまな立場の方を対象にしながら、一度だけの講座ではなく、できれば3回の講座を受けていただきながら理解を深めていた

だくという講座を実施する予定となっております。それらの講座につきましては、NPO法人北海道NPOサポートセンターというものがありまして、そこの担当の方に講師となっただきながら講座を行っていただくという予定になっておりまして、現在といたしましてはその実施に向けて協議を行うという状況になっております。このような形でまず人材の育成については取り組んでいくところでありまして、なかなか固定化されて、新たな人材の確保というのが難しいと思いますけれども、今回このような講座を開設することによって新しい、特に若い人材の確保が図られればというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今人材の育成について答弁があったのですけれども、私も大変大事だと思うのです。先ほどの前段の議論の中でもシニア層の対応についてちょっと触れられたところがあると思うのですけれども、協働のまちづくりにおいても、今ほど答えられた人材の育成なり若者の育成なり、そういったことはもちろん大事なのですけれども、シニア層を地域活動にいかに参加させていくかということも大変大切なことではないかなと。ネットでいろいろ各地域のまちづくりを拝見しますと、やはり現役の方というのはお仕事もして、子育てだとかそういったことで大変で、なかなかまちづくりに参加しにくいというのがどこのまちも現実的な悩みをお持ちになっている。そこでポイントになってくるのがシニアの方々の活用と。特に定年後の方々の活用、今ポイントになるのは、やっぱり団塊の世代の方々の活用ではないかというふうに思うわけなのです。この辺については、シニアの層も今自分探しというか、趣味だとか、余暇をどのように有効に活用していくかの中の一つとして、地域社会にいかに参加していくかというのも一つの大きな課題になっていると思うのです。特にシニアの方は経験も豊富ですし、人脈もありますし、また知識や技能も伴っている方が大変多いわけなのです。このようなシニア層をまちづくりにどう活用していくか、協議会の中ではその辺はどのように議論されて、どうまとめられているのかお聞かせ願いたいのですが。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 シニア層の活用というご質問であったかと思えます。協議会の中では特にシニア層という部分に絞った協議等は行われておりませんで、全体的にいろんな活動に参加する方が少ないということで、基本的には高齢化がやはり一番の大きな問題ですねという、協議の中ではそういう意見は出されたところでございます。その中で、今回新たな形の中で人材育成の市民活動等入門講座というものも開催しようとしたところでございますけれども、特にその中では年齢等の対象は絞っておりません。今議員お話しのとおり、シニア層の活用というものは非常に重要だと思っております。社会の経験を生かしながら地域で活躍していただくのも必要であろうというふうに思っています。よく一般的に言われるのは、会社人間で仕事ばかり行っていた皆さんが、男性の方が定年後はなか

なか地域に溶けこめなくてというものもあるというふうにも聞いておりますので、特に今年度の事業に関しましてはシニア層をターゲットにという個別な形の中では事業展開は行っておりませんが、非常に重要なことだと思っておりますし、人材豊富だとも考えておりますので、そのような部分につきましては今後の展開の中では考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

先ほど部長もおっしゃっていましたように、協働のまちづくりはまだ出発したばかりだと、スタート地点に立ったばかりだということで、これからが本番の取り組みになっていくのだと思うのですけれども、息の長い取り組みになっていくのだろうなというふうに思っております。時期を見て私もまた取り組み経過や進捗状況について伺っていきますので、しっかり先ほど答弁されたことが実のあるものになるよう頑張っていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、大きく2点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、市内小中学校の安全対策についてです。1点目、昨年度から必修化された中学校の柔道について、道内では授業中に骨折していたなどの報告がなされていますが、市内中学校での現在までの状況と今後の安全対策について伺います。

2つ目、昨年4月、京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に車両が突っ込み、小学生が死傷した事件があり、日本中に衝撃を与えました。その後も登校中の事故などが相次いで起こり、問題化されました。これを受けて、国レベルで文部科学省、国土交通省、警察庁が合同で通学路の危険箇所点検の取り組みをしてきたところです。このたびの結果について、全国の公立小学校などの通学路で安全対策が必要とされた7万4,483カ所のうち、2013年3月末の時点で約57%の4万2,662カ所で安全対策を完了したと発表されました。さらには、国の25年度予算では、自治体に通学路の安全対策を助言する専門家、通学路アドバイザーを創設するなどのメニューがあります。このことを踏まえて、市内における小中学校の通学路の点検実施等、対策について伺います。

大きな2点目、砂川市の防災会議について。女性の視点を生かした災害対策において、女性が防災の担い手として活躍できる環境をつくるのが大事と考えているところです。そこで、災害対策にかかわる会議で構成員の3割に女性を登用することについて見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 東 英男君 辻勲議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時54分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

辻勲議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 大きな1の市内小中学校の安全対策についての(1)、市内中学校の柔道授業の状況と安全対策についてご答弁申し上げます。

柔道の授業は、平成24年度から中学校1、2年生の武道が必修化されたことに伴い、市内中学校2校が柔道を選択し、実施してきたところであります。道内で柔道を選択した学校において骨折などの事故が発生したとの報道がありましたが、砂川市では事故やけがについては発生していないところであります。授業を実施するに当たっては、事前の準備運動の徹底や畳を十分に固定するなど、用具の整備や点検につきましても指導を徹底してきたところであり、特に筋力や瞬発力が弱い女子生徒に対する指導に当たっては、身体的な特徴に十分留意した上で、個々の生徒の技能の習熟度を把握し、一定の技能に達するまでは次の段階に進まないなど、きめ細かな指導に努めているところであります。なお、必ず有段者が入った上で複数での指導体制で実施することとなっており、有段者の教員がいない学校につきましては砂川市柔道連盟にご協力をいただき、外部指導者として一緒に授業を行うなど指導体制を整備し、各学校の指導計画の目標や指導内容について互いに理解を深め、それぞれの果たすべき役割や指導など打ち合わせを行い、適切に実施してきたところであります。また、保護者等の不安をできるだけ解消するよう、授業の様子を学校だよりへ掲載するなど、積極的な情報提供を行うとともに、指導歴の浅い教員につきましては、道教委や空知教育局で開催される研修会へ参加するなど、より一層の工夫改善を講じ、指導力の向上に努めてきたところであります。教育委員会といたしましては、今後も事故等に十分配慮し、授業を安全で効果的に実施するよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の市内小中学校通学路の点検実施等に関するご質問についてご答弁申し上げます。市内小中学校通学路の安全対策につきましては、平成24年4月に発生した京都府の事件を初め、千葉県や愛知県において登校中の児童等が犠牲となる痛ましい交通事故が相次いで発生したことから、児童生徒の登下校時の安全確保に向けた取り組みの充実に努めることが重要であるという認識のもと、砂川市におきましても平成24年8月に市教委、学校、保護者、警察署、道路管理者による通学路の緊急合同点検を実施し、さまざまな提案をいただいたところであります。これを受けまして、大型車両の交通量が多い3カ所や交通量の多い変則交差点1カ所、車道が狭く急カーブで交通量の多い1カ所の計5カ所におきまして警察署からいずれの箇所にも何らかの対策が必要であるとの指導助言をいただき、5カ所全てに注意喚起を促す警戒看板を設置し、安全対策を実施しているところ

であります。また、ご質問にあります通学路アドバイザーにつきましては、国において平成25年度に予算化され、市町村における実施について通知があったところではありますが、先ほど申し上げたとおり、市内における危険箇所につきましては対策を完了していることから、要望を行わなかったところでもあります。日ごろより学校において児童生徒への交通安全指導を行っているところではありますが、既に取り組んでいる安全指導のさらなる徹底や学校とPTAが連携した街頭指導を実施するなど、定期的な巡回を通じた通学路の安全確保に努めているところでもあります。教育委員会といたしましては、今後も学校はもとより、警察署や道路管理者等関係機関との連携を図りながら、通学路の安全を確保するための取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな2、砂川市の防災会議についてご答弁を申し上げます。

災害対策にかかわる会議で構成員の3割に女性を登用することについての見解についてであります。市町村防災会議の設置は災害対策基本法に基づいており、市町村は当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に関する重要事項を審議するため市町村防災会議を置き、その所掌事務及び組織は都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じ、当該市町村条例で定めると規定されており、砂川市防災会議条例は昭和37年に施行しております。現在の委員構成につきましては、1号委員として札幌開発建設部などの指定地方行政機関の職員3名、2号委員として空知総合振興局保健福祉部滝川地域保健室などの北海道知事の部内の職員2名、3号委員として北海道警察の警察官1名、4号委員として副市長など砂川市の職員6名、5号委員として砂川市の教育委員会教育長、6号委員として砂川地区広域消防組合の職員、7号委員として砂川地区広域消防組合の消防団長、8号委員として北海道旅客鉄道株式会社、NTT東日本株式会社、北海道電力株式会社、郵便事業株式会社、空知医師会、北海土地改良区の指定公共機関または指定地方公共機関の職員6名、9号委員として自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者1名で、合計22名の各機関を代表する方ではありますが、全員が男性という状況になっているところでもあります。

国では、東日本大震災では男女共同参画の視点が反映されていないことにより避難所や仮設住宅等においてさまざまな問題が顕在化したことから、男女共同参画の視点からの防災、復興の取り組み指針を策定しており、その中で都道府県防災会議については平成27年までに女性のいない都道府県防災会議の数をゼロにすることや、都道府県、市区町村の審議会等委員に占める女性の割合を30%とすることとしている国の第3次男女共同参画基本計画の成果目標も参考とすることとして、市町村防災会議については都道府県防災会議の例に準じて女性委員の割合を高めることとしております。このような状況から、今年

度開催予定の砂川市防災会議では、避難所の運営方法や物資の提供などに女性の視点等を取り入れた防災計画を策定するため、定数に余裕がありますので、4号委員として女性市職員を任命することを検討しているところでありますが、現状といたしまして各機関を代表する方全員が男性であることから、防災会議の女性の割合を3割にすることは委員構成上困難な状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の柔道の必修化の問題ですけれども、今答弁ありましたように、砂川市としてはまずきちっとやっているということで特にけが等もないということで、この件につきましては必修化になる前から、砂川市議会としても柔道については事故につながるのではないかなというような危険性が懸念された発言もあった中で、実際道内としましては現実として今答弁ありましたように1年間で10人が授業中に骨折したというような報告がありまして、これは4月の話なのですけれども、もし何かしらの事故があったら、けがが起きたそういう状況とか指導内容を適切にするということで今答弁もあったのですけれども、私も若干父兄の方に聞くと、やはり不安なことはあるということで、これは道内の話なのですけれども、公立中の7割に当たる438校が柔道を選択しているということで、大半の学校が2学期からなのですかね、授業行われるということで、その辺のところの砂川の授業の状況というのですか、いつごろから行われて、どのぐらいの単位で行われているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども、そんな中で、先ほど骨折した10人の内容は1年生4人、2年生6人、その中で男子が6人、女子4人ということです。また、札幌市内でも4人、市外では6人というような内容で、後遺症が残ったり命にかかわるような大けがの報告はなかったのですけれども、骨折の内容について、骨折が発生したのはやっぱり受け身だとか投げわざ、そういう練習中にバランスを崩すなどして鎖骨とか足の指を折るというような例が目立ったというような報告されております。上川管内では、2年生の男子などはわざをかけられた際に肩から落ちて鎖骨を骨折した。あるいは、札幌市の2年生の男子などは、投げわざを練習中に足の指が畳のすき間に挟まって折れたとか、そういう事故もありますけれども、あるいは胆振管内の1年生の女子と空知管内の2年生の女子については、膝をついて前回り受け身をしたときに鎖骨を折ったというような報告がされております。砂川市ではないけれども、全道的にはそういうような内容があったということで、そんな中でお聞きしたいのは、父兄の方に学校だよりで示しているという話はあったのですけれども、何か父兄の方から不安の声とかというのはなかったのかという部分をまずお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、道教委のほうの関係では先ほど砂川としては指導者、道の柔道連盟と、専門の方の指導も入れているということなのですけれども、北海道としてはいろいろそういう体制、柔道連盟とかもやっているようなのですけれども、人数的に砂川市としては指導者

というのは何人体制というのですか、そういう部分になっているかというところをまずお聞きしたいと思っております。

あと、今後、十分研修会等々も行っていくということもありましたので、その点についてもどのぐらいの研修の内容を考えているのかという点をお聞きしたいなというふうに思っています。

次に、通学路の部分なのですが、今ご答弁ありましたけれども、私も聞いてはいるのですが、国道から空知太の日野自動車とコンビニのところ、東側に上がっていくのですが、札幌から行くと右側に上がっていくところに床屋さんがあって、十字路なのですが、狭い、太いの十字路のところ。札幌側から来たところが優先で、国道、日野自動車のほうから上がったところは一時停止で、車の通りが激しいのです。朝の通学を見ても本当に多いです。父兄の方も何カ月に1回かコンビニの信号のところで警備というか、啓発をされておりました。PTAのほうで年に何回かしているようです。そういうところも昔は、何年も前の話なのですが、その交差点というのですか、札幌側から来たときにかばんがミラーにひっかかったというような、そういうことも実際あって、いろんな町内会とかが危険という要望も出していたように聞いております。そんなようなところは私も聞いてはいるのです。先ほど5カ所の部分もあったというところなのですが、その点については解消をですね、先ほどアドバイザーについても特に今後は考えていないということもありますし、砂川市としては非常に急を要する危険という部分は考えられないということで、特に国に要請するというような部分はないというふうなお話だったので、今年の4月からそういう痛ましい状況がありまして、今年度についてもいろんな防災の安全交付金とか、交通事故から子供を守るための財源も盛り込まれておりますし、またこういった交付金についても地方自治体を実施する歩道の拡幅とか路側帯のカラー舗装、電線の地中化などに活用されるようになっておりますし、例えば砂川市におきましては空知太とか砂川小学校のところですかね、防護柵というのですか、車どめみたいな紅白のそういうものが設置されて、歩道と車の区分けをきちっとするようにはなっているのですが、そういったハード的な整備が必要がなかったのかどうかというところをお聞きしたいなというふうに思っています。

また、警察署のほうも交通安全対策推進事業というのを活用して横断歩道の高度化とか信号機の設置を推進しているのですが、1回目の質問で、今年の3月の時点で57%が安全対策完了、増設を推進しているということで進んできているのですが、今年3月の時点では、今年の11月末時点での対策済み30%、2万2,714カ所だったのが4カ月たって27%上昇したというような状況で対策が推進されているということで、具体的な対策としては国土交通省とか地方自治体が歩道の整備あるいはガードレールの設置など、路肩を拡幅するとか、そういった部分を今推進されているというところなのですが、砂川市においてもそこまでの必要がないのかという部分をお聞きした

いなというふうに思っています。

また、安全対策を行った部分、先ほど公表しなかったということなのですが、近隣では浦臼町だとか美唄市のほうは公表しているようなのですが、その点について今後の取り組みとしてきちっと対策がなされるのかどうかという部分をお聞きしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 何点かご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げてまいりたいと思います。

まず、柔道の授業に関しまして4点ほどご質問をいただきました。まず、柔道の授業の進め方あるいは内容に関してであります。2校ありますが、1校については2学期の10月、もう一校につきましては3学期の2月にそれぞれ6時間、7時間で柔道の授業を実施しております。進め方につきましては、7時間の学校であります。最初の一、二時間をオリエンテーリング、それから6時間の学校は1時間目をオリエンテーリングということで、まず柔道の歴史など、それから文化的な背景などについて講義的なものを行います。それから、2時間目、3時間目以降につきましては、まず受け身の練習、受け身につきましては毎時間必ず練習することとしております。それから、投げわざ、投げわざがある程度進みますと固めわざというようなことで、この練習で6時間、7時間をそれぞれ終了しているというような状況でございます。

次に、父兄から不安の声がないかというようなご質問でありましたけれども、私どもあるいは学校のほうに保護者の皆様から柔道の授業に対する不安の声というのは聞こえていないという状況でございます。

それから、続きまして外部指導者の人数ということでもありますけれども、これにつきましては外部指導者を含めて必ず複数名で指導するということになってございますので、各学校の教員プラス砂川市柔道連盟からお一人に来ていただいて授業をしているところであります。

続きまして、4点目、各教員に対する研修の実施状況ということでございますが、これにつきましては道教委あるいは空知教育局で実施がされております。内容といたしましては、理論的な部分を初め、当然実習、それから指導のあり方等につきまして毎年研修会が設けられているという状況でございます。

続きまして、学校の安全施設ということで、まず1点目に、空知太の交差点の状況をご指摘いただきましたが、この箇所につきましては今回実施いたしました緊急安全点検におきましても点検をした箇所でございます。結果といたしまして、警察署から、何らかの信号なり横断歩道というものはなかなか近々に設置ができるものではないと、まず緊急的には看板を設置して歩行者あるいは運転手に向けた注意喚起を及ぼすべきというお話をいた

だきまして、看板を設置してございます。

それから、アドバイザーの件に関してご質問をいただきました。これにつきましては、緊急点検の結果を受けまして特に対策が必要と判断される箇所についてアドバイザーを派遣するという事業の内容となっておりますので、当市におきましては緊急点検を実施した結果につきましては対策を終了したということから、そもそも事業の対象にはならないという判断もございまして、申請を行わなかったところでございます。

それと、交通安全施設の設備等の必要性ということでご質問をいただきましたが、先ほども触れましたけれども、歩道ガードレールということではなく、信号機ですとか横断歩道の設置につきましては毎年各学校、保護者からご要望もいただきながら、砂川市教委といたしましても警察署に申し入れを行っているところでありまして、それにつきましては今後も学校、保護者の意見を聞きながら申し入れを行っていきたいというふうに考えてございます。

あと、最後に結果の公表ということのご質問をいただいたのですが、これにつきましては義務づけられているところではございませんが、道のほうで結果につきましては公表しているということから、市教委といたしまして個別の箇所の公表については今のところはしてございませんが、今後におきましてそういうご意見が高まるようであれば検討してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 わかりました。

もう一点なのですけれども、通学路の安全確保というのは今回重大な事件が起きたという、起きてからでは本当は遅いのでしょうかけれども、国が示した絶対的指針だというふうに私も思っているのですけれども、歩行者の安全対策というのはどこにあるか本当にわからないという、今回点検されましたけれども、今後もどういうところにあるかわからないですし、どういうところに出てくるかということもわからないという部分もあるのですけれども、もう一点お聞きしたいというか、あいさつ運動を春と秋にされていますけれども、そういうときとか、それはあいさつ運動ですから別な観点になるのかはあれなのですけれども、考えとしてそういうときにも啓発するような部分とか、そういうような部分というのは何か考えられないものかどうかというのを1点お聞きします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 あいさつ運動時における交通安全の啓発ということでございます。これにつきましては、市教委といたしまして各学校に交通安全の啓発をお願いしているという経過はございませんけれども、各町内会ですとか各PTAの間におきまして、学校ではなく近隣の道路に立っていらっしゃる方につきましては、町内によっては交通安全の旗を一緒に持って啓発をさせていただいているという状況にございます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、次は2点目のほうの防災会議のことについてでありますけれども、今部長のほうから答弁あったのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですけれども、そういう条例的にも1号からずっと機関が決まっています、今後検討されるということなのですから、例えば消防団なんかには今女性が2人ぐらい、よく訓練のときに見受けられますけれども、そういう方とか、市の職員でも考えているということなのですから、そういう部分の検討、例えば消防団に女性がおられるのですけれども、例えばそういう方というのはどうなのですか。考えられないのかどうなのかという部分をまず1点としてお聞きしたいと思っています。

それと、今22人の人が会議におられるということなのですから、30人以内というふうになっているということもあるのですけれども、そういう部分で市長のほうからも、市長が会長ということになられていますし、今回の主要行政報告の中にも災害時の要支援者の協力体制を社会福祉協議会と協定を締結したというような、そういう新たな制度もありまして、また要援護者の制度についても今町内会に進めているというような部分でもありますので、そういう中におきましては本当に女性の意見というのが、現場の女性の対応というのが非常に大事でないかと、プライバシーの部分とかいろんな部分があると思うのですけれども、そういう部分で非常に必要だというふうに思っています。そういう意味では、町内会の地域住民の協力体制の中にも必ず女性が入っていただければなというような部分があるのですけれども、そういう視点というのは何か訴えていくという部分はないのかどうかという部分をまずお聞きしたいと思います。

震災の現状を十分に踏まえて具体的に踏み込んでいくためにも、防災会議の今言った意思決定の場に女性委員をふやすということは本当に大事というふうに考えているのですけれども、東日本大震災のときにも女性の声を届けるということが必要だというふうにも現場として言われておりましたですし、忘れもしない3月11日の午後2時46分ですか、ちょうど我が議会も本会議が行われておりました、病院の確認もあるということで議会も延会になったわけですから、その後大変な震災になったという覚えがあるのですけれども、こういったときにも、この時間帯というのは女性が活発なというか、男性というのは仕事に出ているというのが多いと思うのです。そういう部分で、地域を守る、家庭を守るという部分から女性の参画というのが大事だと。先ほど男女共同参画の部分からも部長は大事だというふうに言っていただきました。そういった観点から、今の点についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 防災委員の中に女性登用するということは当然必要なことでありまして、重要なことだと考えているところでございます。議員のほうからお話ありましたけれども、消防団の女性の登用につきましては、基本的には条例でいきますと消防団長のうちから市長が任命するというふうになっています。この防災条例は各関係機関等の長

等を基本的には対象としておりますので、現状といたしましてはそれらの長になられる方が女性ということはなかなかないということの中で、女性の登用ということにはなっておりませんが、全く女性を排除しているわけではございません。基本的には確かに議員おっしゃられるとおり、東日本大震災の避難所の関係等も踏まえますと女性が多く参加していただきまして意見反映することが、これからつくります地域防災計画に重要な要素だと思っております。まず、1回目の答弁でご答弁申し上げましたけれども、4号委員ということで市の職員の中からということにつきましては女性も登用してまいりたいと考えておりますし、9号委員の中にも学識経験を有する者というような範囲もあります。おっしゃられましたとおり、今30人以内という定員の中で22名の委員を任命しておりますので、その範囲の中でどのような方に実際参加していただくのがいいのかも含めながら検討させていただきまして、女性の登用を図っていききたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 条例の話の中で4条の部分で専門の委員というのがありまして、要するに専門の事項を調査するための専門委員を置くことができるということで、その調査が終われば解任されると思うのですが、女性の関連も含めてそういった部分というのはまずどうなのかという部分をお聞きしたいと思います。

あと、防災会議の回数というのですか、これは必要に応じてという部分なのでしょうか、決まっているものなのでしょうか。その点についてもお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず初めに、専門委員のところでございますけれども、防災会議がありまして、その下に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができるとなっております。防災委員も含めながら女性については多く登用してまいりたいというふうに考えておりますので、もしこのような専門委員が必要になった場合につきましても女性の立場から意見を述べていただくという機会を設けたいというふうに思っておりますけれども、専門委員を置くかどうかはその時点の中で決めていききたいなというふうに考えているところでございます。

それと、もう一点なのですが、防災会議につきましては昨年の9月の防災会議条例の改正によりまして、それまでの防災会議の所掌事務につきましては、市の地域において災害が発生した場合における当該災害に関する情報の収集というものから、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議という形に改めまして、防災計画の作成に多くかかわっていただくという状況になっております。現在防災計画の改正に向けて準備を進めているところでございます。その会議の中ではこのような方にお集まりをい

ただきまして、その内容について審査を図っていききたいというふうに思っております。基本的には複数回会議となろうかと思えますけれども、それらにつきましては現在準備をしておりますので、その進捗状況にあわせながら意見を聴取していきたいと考えているところでございます。

◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時30分